

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 6 月 3 日

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号

【事務連絡者氏名】 古池 典生

【電話番号】 03-5405-0739

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 三井住友・年金プラン30  
券に係るファンドの名称】 三井住友・年金プラン50  
三井住友・年金プラン70

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 三井住友・年金プラン30  
券の金額】 : 2,000億円を上限とします。  
三井住友・年金プラン50  
: 2,000億円を上限とします。  
三井住友・年金プラン70  
: 2,000億円を上限とします。  
合計で6,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

三井住友・年金プラン30

三井住友・年金プラン50

三井住友・年金プラン70

以下、上記のファンドを総称して「当ファンド」もしくは「各ファンド」といいます。また、「三井住友・年金プラン30」を「年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」を「年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」を「年金プラン70」ということがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得しておりません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2,000億円を上限とします（合計で6,000億円を上限とします。）。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ下記の率の信託財産留保額を加算した価額（販売基準価額といいます。）となります。

年金プラン30：0.085%

年金プラン50：0.105%

年金プラン70：0.125%

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の販売基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入る有価証券の値動き等により日々変動します。

販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### (5) 【申込手数料】

無手数料です。

ただし、1口につき取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ下記の率を乗じて得た信託財産留保額を申込金額からご負担いただきます。

年金プラン30：0.085%

年金プラン50：0.105%

年金プラン70：0.125%

**( 6 ) 【申込単位】**

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

**( 7 ) 【申込期間】**

平成22年6月4日から平成23年6月2日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 12 ) 【その他】**

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

## 二 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・ 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、親投資信託である国内株式マザーファンド（B号）、国内債券マザーファンド（B号）、外国株式マザーファンド（B号）および外国債券マザーファンド（B号）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

以下、上記各親投資信託を総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 各ファンドについて、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、それぞれ金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
<b>追 加 型</b>		そ の 他 資 産
	<b>内 外</b>	( )
		<b>資 産 複 合</b>

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	<b>年 1 回</b>	<b>グ ロー バ ル</b>		
一 般		<b>(日本を含む)</b>		
大 型 株	年 2 回	日 本		
中 小 型 株	年 4 回	北 米		
債 券			<b>ファミリーファンド</b>	あ り
一 般	年6回(隔月)	欧 州		
公 債	年12回(毎月)	ア ジ ア		
社 債		オ セ ア ニ ア		
その他債券	日 々	中 南 米		
クレジット属性	そ の 他	ア フ リ カ	ファンド・オブ・ファンズ	<b>な し</b>
( )	( )	中近東(中東)		
不動産投信		エマージング		
<b>その他資産</b>				
(投資信託証券・資産複合(株式、債券 資産配分固定型))				
資産複合				
( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。



商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

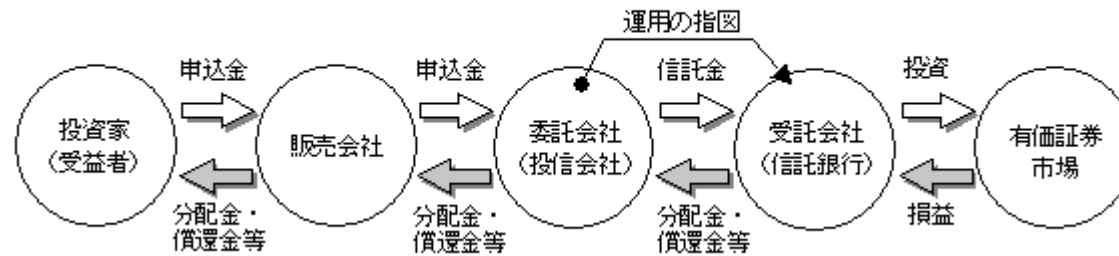
（ロ）受託会社 「住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

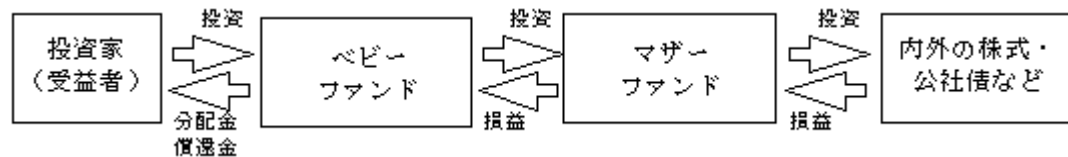
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

### 運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成22年4月30日現在）

## (口) 会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

## (八) 大株主の状況

(平成22年4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## イ 基本方針

マザーファンドを組み入れることにより、実質的に内外の株式、債券に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ロ 投資態度

(イ) 各ファンドの標準的な資産配分および各資産の変動幅は、以下の通りとします。

## a. 年金プラン30

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	30%	25%	35%
国内株式	20%	12.5%	30%
外国株式	10%	5%	15%
債券および短期金融資産	70%	65%	75%
国内債券	60%	45%	70%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

## b. 年金プラン50

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	50%	45%	55%
国内株式	33%	22.5%	45%
外国株式	17%	10%	25%

債券および短期金融資産	50%	45%	55%
国内債券	40%	25%	50%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

## c. 年金プラン70

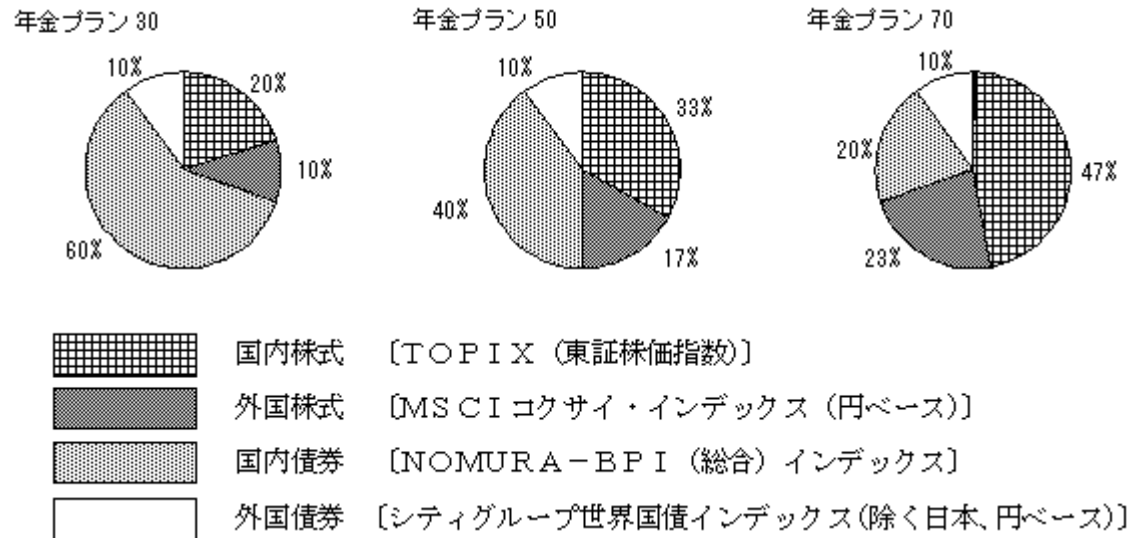
	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	70%	65%	75%
国内株式	47%	32.5%	60%
外国株式	23%	15%	35%
債券および短期金融資産	30%	25%	35%
国内債券	20%	5%	30%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

(ロ) 各ファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

	年金プラン 30	年金プラン 50	年金プラン 70
TOPIX（東証株価指数）	20%	33%	47%
NOMURA - BPI（総合）インデックス	60%	40%	20%
MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）	10%	17%	23%
シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	10%	10%	10%

(ハ) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本とします。

### 各ファンドの標準資産配分およびベンチマークの構成



## (2) 【投資対象】

### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

口 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として第1号から第4号までのマザーファンドの受益証券および第5号から第22号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内株式マザーファンド（B号）

2. 国内債券マザーファンド（B号）

3. 外国株式マザーファンド（B号）

4. 外国債券マザーファンド（B号）

5. 株券または新株引受権証書

6. 国債証券

7. 地方債証券

8. 特別の法律により法人の発行する債券

9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

##### （イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

##### （ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

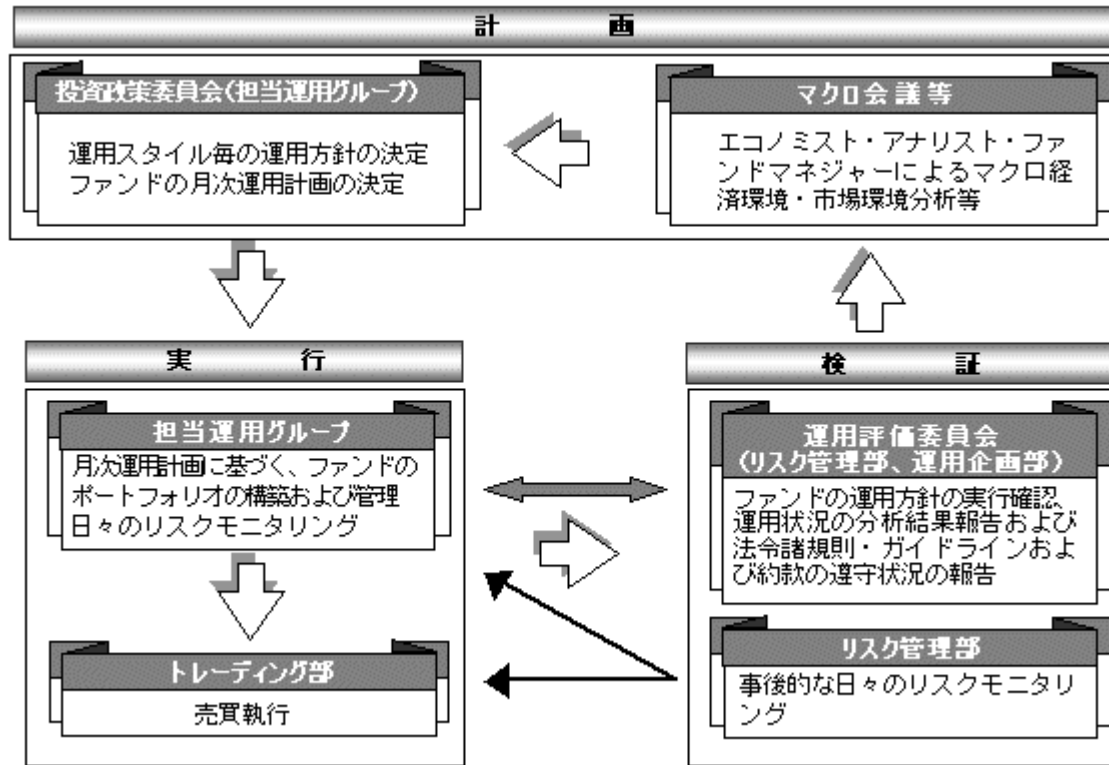
##### （ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

### 【ファンドの運用体制】





リスク管理部は8名程度、運用企画部は9名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

**（４）【分配方針】**

毎年1回（原則として3月6日、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等や委託会社の判断によっては、分配を行わないこともあります。

ハ 収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

**（５）【投資制限】****ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

イ 株式への実質投資割合 は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の35%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の55%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の75%以下

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ 外貨建資産への実質投資割合は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の30%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の40%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の50%以下

ハ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、各ファンドにつき、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**

イ 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ロ 信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 八 先物取引等の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 二 スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- へ 有価証券の貸付けの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ト 公社債の借入れの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(八) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 公社債の借入れにかかる品貸料は、信託財産中から支弁します。

#### チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### リ 外国為替予約の指図および範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ヌ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

##### イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総

数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

**（参考情報：マザーファンドの投資方針等）****（国内株式マザーファンド（B号））****（1）投資方針等**

## イ 基本方針

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ロ 投資態度

（イ）主としてわが国の株式に投資を行い、中長期的にT O P I X（東証株価指数）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。

- a. 原則として80銘柄以上の株式に分散投資を行います。
- b. 株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることで、市場を上回る収益を追求します。
- c. 業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。
- d. 個別銘柄の選択は、インハウスのアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

**（2）投資対象**

## イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

## ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第11号、第14号、第19号および第20号の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）ならびに短期社債等に投資します。

## ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、主として第1号から第4号の金融商品に投資します。

**（3）投資制限**

## イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ハ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

## □ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。



**（国内債券マザーファンド（B号））****（1）投資方針等**

## イ 基本方針

わが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ロ 投資態度

（イ）主としてわが国の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA - B P I（総合）インデックスを上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

**（2）投資対象**

## イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

## ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号（株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないもの）に限り、）から第16号まで、第19号から第21号の有価証券（本邦通貨表示のもの）に投資します。

## ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

**（3）投資制限**

## イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

（ロ）国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、指定格付機関のいずれかよりB B B格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。また、その場合、同一の発行体が発行した債券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関の格付けもB B B格相当を下回るようになった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびB B B格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

## ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

## （外国株式マザーファンド（B号））

### （1）投資方針等

#### イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

#### ロ 投資態度

（イ）主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（円ベース）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）社内エコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

（ハ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

### （2）投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第9号、第11号から第14号まで、第15号（投資法人債券を除きます。）、第16号から第22号の有価証券に投資します。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### （3）投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ハ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

## （外国債券マザーファンド（B号））

### （1）投資方針等

#### イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

#### ロ 投資態度

（イ）主として世界主要先進国の格付けの高い公社債（原則として欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得しているもの）に投資し、中長期的にベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）ベンチマークとの連動性を維持しつつ、マクロ分析および定量分析をベースにベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

（ハ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

### （2）投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号（株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないもの）に限り、第14号、第15号（投資法人債券を除きます。）、第16号、および第19号から第22号までの有価証券に投資します。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### （3）投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ロ）国債以外の債券を取得する場合は、欧米の主要格付機関のいずれかよりA格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。また、その場合、同一の発行体が発行した債券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関による格付けもA格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびA格相当未満の格付けの債券全体への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

## □ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

### 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

#### （イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### （ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### （ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### （ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### （ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投

資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## □ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

無手数料です。

ただし、1口につき取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ以下の率を乗じて得た信託財産留保額を申込金額からご負担いただきます。

年金プラン30： 0.085%

年金プラン50： 0.105%

年金プラン70： 0.125%

### （２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、各ファンドについて、それぞれ上記（１）の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

### （３）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

各ファンドの信託報酬率および実質的配分は以下の通りです。

	信託報酬率 総額	信託報酬率の配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金プラン30	年0.945% (0.90%)	年0.4515% (0.43%)	年0.4095% (0.39%)	年0.084% (0.08%)
年金プラン50	年1.155% (1.10%)	年0.5565% (0.53%)	年0.5145% (0.49%)	年0.084% (0.08%)
年金プラン70	年1.365% (1.30%)	年0.6615% (0.63%)	年0.6195% (0.59%)	年0.084% (0.08%)

( )内は税抜き。

### （４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、「年金プラン30」は年279,300円（税抜き266,000円）を上限として、「年金プラン50」は年382,200円（税抜き364,000円）を上限として、「年金プラン70」は年447,300円（税抜き426,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしま



す。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## （５）【課税上の取扱い】

### イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

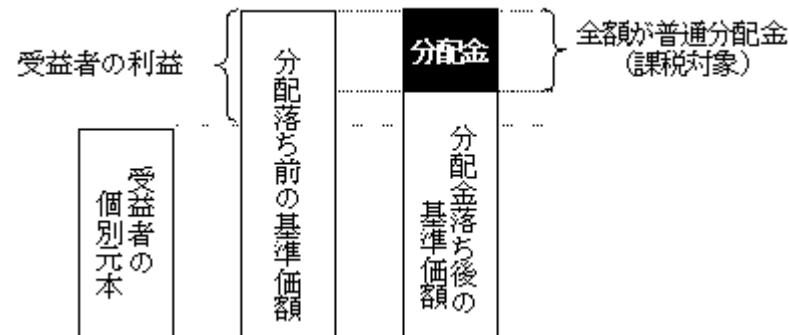
### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

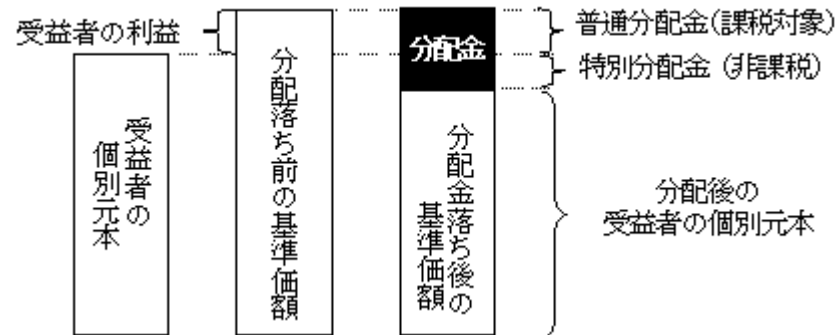
### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### （イ）個人の受益者に対する課税

#### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

### （ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

#### 「年金プラン30」

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

#### 「年金プラン50」

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

#### 「年金プラン70」

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成22年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## a. 三井住友・年金プラン30

平成22年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	765,437,294	20.98
国内債券マザーファンド(B号)受益証券	日本	2,200,092,097	60.30
外国株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	380,963,761	10.44
外国債券マザーファンド(B号)受益証券	日本	274,857,239	7.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,038,328	0.74
合計(純資産総額)		3,648,388,719	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

## b. 三井住友・年金プラン50

平成22年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	1,571,050,269	34.31
国内債券マザーファンド(B号)受益証券	日本	1,841,042,773	40.20
外国株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	802,628,123	17.53
外国債券マザーファンド(B号)受益証券	日本	341,853,358	7.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,927,605	0.50
合計(純資産総額)		4,579,502,128	100.00

## c. 三井住友・年金プラン70

平成22年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	2,243,928,036	48.58
国内債券マザーファンド(B号)受益証券	日本	929,284,990	20.12
外国株式マザーファンド(B号)受益証券	日本	1,084,672,004	23.48

外国債券マザーファンド( B号) 受益証券	日本	349,504,295	7.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,690,517	0.25
合計(純資産総額)		4,619,079,842	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 主要投資銘柄

## a . 三井住友・年金プラン30

平成22年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド(B号)	1,904,182,186	1.1475 2,185,188,817	1.1554 2,200,092,097	60.30
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド(B号)	1,071,890,904	0.6578 705,089,837	0.7141 765,437,294	20.98
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド(B号)	434,097,267	0.8184 355,289,612	0.8776 380,963,761	10.44
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド(B号)	142,983,530	1.8665 266,887,137	1.9223 274,857,239	7.53

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## b . 三井住友・年金プラン50

平成22年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド(B号)	1,593,424,592	1.1476 1,828,729,383	1.1554 1,841,042,773	40.20
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド(B号)	2,200,042,388	0.6578 1,447,187,883	0.7141 1,571,050,269	34.31
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド(B号)	914,571,700	0.8184 748,531,691	0.8776 802,628,123	17.53
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド(B号)	177,835,592	1.8676 332,130,712	1.9223 341,853,358	7.46

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## c . 三井住友・年金プラン70

平成22年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド(B号)	3,142,316,253	0.6578 2,067,015,632	0.7141 2,243,928,036	48.58
日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド(B号)	1,235,952,603	0.8184 1,011,503,611	0.8776 1,084,672,004	23.48
日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド(B号)	804,297,205	1.1478 923,194,545	1.1554 929,284,990	20.12
日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド(B号)	181,815,687	1.8689 339,804,244	1.9223 349,504,295	7.57

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。



## □ 種類別の投資比率

## a．三井住友・年金プラン30

平成22年4月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.26
合計	99.26

## b．三井住友・年金プラン50

平成22年4月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

## c．三井住友・年金プラン70

平成22年4月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

## 【投資不動産物件】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## a．三井住友・年金プラン30

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年3月6日)(分配落)	4,965,368,356	9,931
第1期(平成13年3月6日)(分配付)	4,965,368,356	9,931
第2期(平成14年3月6日)(分配落)	4,872,355,917	9,745
第2期(平成14年3月6日)(分配付)	4,872,355,917	9,745
第3期(平成15年3月6日)(分配落)	4,592,457,527	9,135
第3期(平成15年3月6日)(分配付)	4,592,457,527	9,135
第4期(平成16年3月8日)(分配落)	2,586,232,100	9,989
第4期(平成16年3月8日)(分配付)	2,586,232,100	9,989
第5期(平成17年3月7日)(分配落)	2,760,226,586	10,167
第5期(平成17年3月7日)(分配付)	2,760,226,586	10,167
第6期(平成18年3月6日)(分配落)	3,323,571,650	11,297
第6期(平成18年3月6日)(分配付)	3,323,571,650	11,297
第7期(平成19年3月6日)(分配落)	3,650,770,785	11,667
第7期(平成19年3月6日)(分配付)	3,650,770,785	11,667
第8期(平成20年3月6日)(分配落)	3,596,889,689	11,066
第8期(平成20年3月6日)(分配付)	3,596,889,689	11,066
第9期(平成21年3月6日)(分配落)	3,019,950,287	8,908
第9期(平成21年3月6日)(分配付)	3,019,950,287	8,908
第10期(平成22年3月8日)(分配落)	3,516,417,534	9,986
第10期(平成22年3月8日)(分配付)	3,516,417,534	9,986
平成21年4月末日	3,204,883,254	9,389
平成21年5月末日	3,278,915,065	9,580
平成21年6月末日	3,340,183,698	9,732
平成21年7月末日	3,392,801,475	9,843
平成21年8月末日	3,428,790,579	9,926
平成21年9月末日	3,414,618,387	9,846
平成21年10月末日	3,411,027,578	9,815

平成21年11月末日	3,362,417,401	9,673
平成21年12月末日	3,484,598,300	9,966
平成22年1月末日	3,454,686,016	9,853
平成22年2月末日	3,445,388,558	9,829
平成22年3月末日	3,594,527,181	10,174
平成22年4月末日	3,648,388,719	10,301

（注1）純資産総額（分配付）および1万口当たりの純資産額（分配付）の欄は、各計算期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。以下同じ。

（注2）純資産総額（分配落）および1万口当たりの純資産額（分配落）の欄は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。以下同じ。

## b. 三井住友・年金プラン50

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年3月6日)(分配落)	4,763,511,727	9,527
第1期(平成13年3月6日)(分配付)	4,763,511,727	9,527
第2期(平成14年3月6日)(分配落)	4,590,153,024	9,180
第2期(平成14年3月6日)(分配付)	4,590,153,024	9,180
第3期(平成15年3月6日)(分配落)	3,983,921,027	7,937
第3期(平成15年3月6日)(分配付)	3,983,921,027	7,937
第4期(平成16年3月8日)(分配落)	4,687,387,597	9,261
第4期(平成16年3月8日)(分配付)	4,687,387,597	9,261
第5期(平成17年3月7日)(分配落)	4,980,506,540	9,487
第5期(平成17年3月7日)(分配付)	4,980,506,540	9,487
第6期(平成18年3月6日)(分配落)	4,542,833,356	11,235
第6期(平成18年3月6日)(分配付)	4,542,833,356	11,235
第7期(平成19年3月6日)(分配落)	5,006,508,030	11,693
第7期(平成19年3月6日)(分配付)	5,006,508,030	11,693
第8期(平成20年3月6日)(分配落)	4,720,643,561	10,600
第8期(平成20年3月6日)(分配付)	4,720,643,561	10,600
第9期(平成21年3月6日)(分配落)	3,484,638,524	7,537
第9期(平成21年3月6日)(分配付)	3,484,638,524	7,537
第10期(平成22年3月8日)(分配落)	4,359,788,479	9,030
第10期(平成22年3月8日)(分配付)	4,359,788,479	9,030
平成21年4月末日	3,852,611,470	8,264
平成21年5月末日	4,000,567,933	8,548
平成21年6月末日	4,089,085,721	8,715
平成21年7月末日	4,186,814,191	8,885
平成21年8月末日	4,237,066,916	8,974
平成21年9月末日	4,196,112,168	8,851
平成21年10月末日	4,191,808,063	8,819
平成21年11月末日	4,085,701,734	8,585
平成21年12月末日	4,309,498,814	8,996
平成22年1月末日	4,248,398,401	8,847

平成22年2月末日	4,236,683,578	8,811
平成22年3月末日	4,510,401,925	9,311
平成22年4月末日	4,579,502,128	9,448

## c . 三井住友・年金プラン70

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年3月6日)(分配落)	9,118,431,501	9,118
第1期(平成13年3月6日)(分配付)	9,118,431,501	9,118
第2期(平成14年3月6日)(分配落)	8,605,653,972	8,606
第2期(平成14年3月6日)(分配付)	8,605,653,972	8,606
第3期(平成15年3月6日)(分配落)	6,871,567,075	6,860
第3期(平成15年3月6日)(分配付)	6,871,567,075	6,860
第4期(平成16年3月8日)(分配落)	8,572,300,108	8,523
第4期(平成16年3月8日)(分配付)	8,572,300,108	8,523
第5期(平成17年3月7日)(分配落)	8,946,248,407	8,791
第5期(平成17年3月7日)(分配付)	8,946,248,407	8,791
第6期(平成18年3月6日)(分配落)	5,405,185,780	11,106
第6期(平成18年3月6日)(分配付)	5,405,185,780	11,106
第7期(平成19年3月6日)(分配落)	5,823,810,651	11,614
第7期(平成19年3月6日)(分配付)	5,823,810,651	11,614
第8期(平成20年3月6日)(分配落)	5,156,831,391	10,007
第8期(平成20年3月6日)(分配付)	5,156,831,391	10,007
第9期(平成21年3月6日)(分配落)	3,291,708,233	6,234
第9期(平成21年3月6日)(分配付)	3,291,708,233	6,234
第10期(平成22年3月8日)(分配落)	4,340,377,485	7,967
第10期(平成22年3月8日)(分配付)	4,340,377,485	7,967
平成21年4月末日	3,777,634,231	7,108
平成21年5月末日	3,971,306,376	7,455
平成21年6月末日	4,073,347,136	7,628
平成21年7月末日	4,199,227,976	7,837
平成21年8月末日	4,254,239,113	7,927
平成21年9月末日	4,182,756,102	7,770
平成21年10月末日	4,171,975,726	7,736
平成21年11月末日	4,012,745,030	7,431
平成21年12月末日	4,292,019,936	7,922
平成22年1月末日	4,210,077,192	7,753

平成22年2月末日	4,188,632,028	7,709
平成22年3月末日	4,537,594,648	8,315
平成22年4月末日	4,619,079,842	8,453

## 【分配の推移】

## a．三井住友・年金プラン30

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期（平成12年9月19日～平成13年3月6日）	0
第2期（平成13年3月7日～平成14年3月6日）	0
第3期（平成14年3月7日～平成15年3月6日）	0
第4期（平成15年3月7日～平成16年3月8日）	0
第5期（平成16年3月9日～平成17年3月7日）	0
第6期（平成17年3月8日～平成18年3月6日）	0
第7期（平成18年3月7日～平成19年3月6日）	0
第8期（平成19年3月7日～平成20年3月6日）	0
第9期（平成20年3月7日～平成21年3月6日）	0
第10期（平成21年3月7日～平成22年3月8日）	0

## b．三井住友・年金プラン50

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期（平成12年9月19日～平成13年3月6日）	0
第2期（平成13年3月7日～平成14年3月6日）	0
第3期（平成14年3月7日～平成15年3月6日）	0
第4期（平成15年3月7日～平成16年3月8日）	0
第5期（平成16年3月9日～平成17年3月7日）	0
第6期（平成17年3月8日～平成18年3月6日）	0
第7期（平成18年3月7日～平成19年3月6日）	0
第8期（平成19年3月7日～平成20年3月6日）	0
第9期（平成20年3月7日～平成21年3月6日）	0
第10期（平成21年3月7日～平成22年3月8日）	0

## c．三井住友・年金プラン70

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期（平成12年9月19日～平成13年3月6日）	0
第2期（平成13年3月7日～平成14年3月6日）	0
第3期（平成14年3月7日～平成15年3月6日）	0



第4期(平成15年3月7日~平成16年3月8日)	0
第5期(平成16年3月9日~平成17年3月7日)	0
第6期(平成17年3月8日~平成18年3月6日)	0
第7期(平成18年3月7日~平成19年3月6日)	0
第8期(平成19年3月7日~平成20年3月6日)	0
第9期(平成20年3月7日~平成21年3月6日)	0
第10期(平成21年3月7日~平成22年3月8日)	0

## 【収益率の推移】

## a．三井住友・年金プラン30

計算期間	収益率（％）
第1期	0.7
第2期	1.9
第3期	6.3
第4期	9.3
第5期	1.8
第6期	11.1
第7期	3.3
第8期	5.2
第9期	19.5
第10期	12.1

（注1）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。以下同じ。

（注2）収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。以下同じ。

## b．三井住友・年金プラン50

計算期間	収益率（％）
第1期	4.7
第2期	3.6
第3期	13.5
第4期	16.7
第5期	2.4
第6期	18.4
第7期	4.1
第8期	9.3
第9期	28.9
第10期	19.8

## c．三井住友・年金プラン70

計算期間	収益率(%)
第1期	8.8
第2期	5.6
第3期	20.3
第4期	24.2
第5期	3.1
第6期	26.3
第7期	4.6
第8期	13.8
第9期	37.7
第10期	27.8

## 〔参考情報：マザーファンドの投資状況・投資資産〕

## 〔国内株式マザーファンド（B号）〕

## （１）投資状況

平成22年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	4,479,576,750	97.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100,557,493	2.20
合計(純資産総額)		4,580,134,243	100.00

## （２）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名／業種	数量 （株）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	本田技研工業 〔輸送用機器〕	59,900	3,230.00 193,477,000	3,215.00 192,578,500	4.20
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ 〔銀行業〕	338,700	463.86 157,109,382	494.00 167,317,800	3.65
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ 〔銀行業〕	45,100	2,904.00 130,970,400	3,120.00 140,712,000	3.07
日本	株式	三井物産 〔卸売業〕	82,700	1,509.00 124,794,300	1,428.00 118,095,600	2.58
日本	株式	MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス 〔保険業〕	40,600	2,344.97 95,205,782	2,709.00 109,985,400	2.40
日本	株式	日立製作所 〔電気機器〕	261,000	311.00 81,171,000	418.00 109,098,000	2.38
日本	株式	日産自動車 〔輸送用機器〕	120,200	778.90 93,624,046	823.00 98,924,600	2.16

日本	株式	東日本旅客鉄道 〔陸運業〕	15,100	6,230.00 94,073,000	6,300.00 95,130,000	2.08
日本	株式	東芝 〔電気機器〕	161,000	448.00 72,128,000	548.00 88,228,000	1.93
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 〔情報・通信業〕	599	140,648.64 84,248,535	146,400.00 87,693,600	1.91
日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス 〔鉄鋼〕	24,700	3,570.00 88,179,000	3,385.00 83,609,500	1.83
日本	株式	三菱商事 〔卸売業〕	35,600	2,346.00 83,517,600	2,244.00 79,886,400	1.74
日本	株式	三菱地所 〔不動産業〕	46,000	1,436.74 66,090,040	1,704.00 78,384,000	1.71
日本	株式	T & Dホールディングス 〔保険業〕	31,450	1,912.00 60,132,400	2,459.00 77,335,550	1.69
日本	株式	パナソニック 〔電気機器〕	53,900	1,307.00 70,447,300	1,382.00 74,489,800	1.63
日本	株式	野村ホールディングス 〔証券、商品先物取引業〕	106,300	662.00 70,370,600	655.00 69,626,500	1.52
日本	株式	富士フイルムホールディングス 〔化学〕	20,900	2,994.83 62,591,947	3,240.00 67,716,000	1.48
日本	株式	三井不動産 〔不動産業〕	38,000	1,535.00 58,330,000	1,749.00 66,462,000	1.45
日本	株式	中央三井トラスト・ホールディングス 〔銀行業〕	175,000	333.70 58,399,050	360.00 63,000,000	1.38
日本	株式	京セラ 〔電気機器〕	6,200	8,400.00 52,080,000	9,490.00 58,838,000	1.28
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス 〔小売業〕	24,100	2,142.24 51,628,057	2,407.00 58,008,700	1.27
日本	株式	東北電力 〔電気・ガス業〕	29,100	1,947.00 56,657,700	1,915.00 55,726,500	1.22
日本	株式	クボタ 〔機械〕	67,000	805.00 53,935,000	830.00 55,610,000	1.21

日本	株式	キヤノン 〔電気機器〕	12,600	3,980.00 50,148,000	4,355.00 54,873,000	1.20
日本	株式	アルプス電気 〔電気機器〕	79,400	604.93 48,031,646	691.00 54,865,400	1.20
日本	株式	商船三井 〔海運業〕	72,000	616.00 44,352,000	708.00 50,976,000	1.11
日本	株式	日本電産 〔電気機器〕	5,200	9,237.45 48,034,742	9,730.00 50,596,000	1.10
日本	株式	ツムラ 〔医薬品〕	18,100	2,712.16 49,090,209	2,750.00 49,775,000	1.09
日本	株式	デンソー 〔輸送用機器〕	17,700	2,645.09 46,818,129	2,765.00 48,940,500	1.07
日本	株式	アイシン精機 〔輸送用機器〕	16,900	2,519.53 42,580,181	2,869.00 48,486,100	1.06

□ 種類別・業種別の投資比率

平成22年4月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（国内）	食料品	1.93	株式（国内）	電気・ガス業	1.22
	化学	7.23		陸運業	3.36
	医薬品	4.25		海運業	1.11
	石油・石炭製品	0.98		倉庫・運輸関連業	0.47
	ゴム製品	0.92		情報・通信業	5.86
	ガラス・土石製品	1.03		卸売業	4.32
	鉄鋼	1.83		小売業	4.69
	非鉄金属	2.08		銀行業	8.10
	金属製品	0.70		証券、商品先物取引業	2.09
	機械	3.73		保険業	4.09
	電気機器	15.34		その他金融業	1.29
	輸送用機器	14.30		不動産業	4.43
	精密機器	0.56		サービス業	0.41

	その他製品	1.50	合計	97.80
--	-------	------	----	-------

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 〔国内債券マザーファンド（B号）〕

## （１）投資状況

平成22年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	24,333,483,380	70.02
地方債証券	日本	1,418,566,000	4.08
特殊債券	日本	3,025,285,636	8.71
社債券	日本	5,124,449,000	14.75
	アメリカ	400,296,000	1.15
	小計	5,524,745,000	15.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		449,093,309	1.29
合計(純資産総額)		34,751,173,325	100.00

## （２）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	額面金額 （円）	帳簿価額 単価／金額 （円）	評価額 単価／金額 （円）	利率／ 償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第233回利付国債（10年）	2,500,000,000	101.57 2,539,266,000	101.41 2,535,250,000	1.4 2011/6/20	7.30
日本	国債証券	第75回利付国債（5年）	2,200,000,000	102.84 2,262,480,000	102.81 2,261,996,000	1.1 2013/9/20	6.51
日本	国債証券	第92回利付国債（20年）	1,500,000,000	101.76 1,526,505,000	102.91 1,543,725,000	2.1 2026/12/20	4.44
日本	国債証券	第297回利付国債（10年）	1,500,000,000	102.48 1,537,245,000	102.68 1,540,245,000	1.4 2018/12/20	4.43
日本	国債証券	第306回利付国債（10年）	1,250,000,000	101.02 1,262,862,500	101.05 1,263,125,000	1.4 2020/3/20	3.63



日本	国債証券	第264回利付国債（10年）	1,200,000,000	104.79 1,257,480,000	104.78 1,257,420,000	1.5 2014/9/20	3.62
日本	国債証券	第84回利付国債（20年）	1,200,000,000	101.39 1,216,776,000	102.37 1,228,500,000	2 2025/12/20	3.54
日本	国債証券	第223回利付国債（10年）	1,200,000,000	100.59 1,207,080,000	100.57 1,206,924,000	1.7 2010/9/20	3.47
日本	国債証券	第47回変動利付国債（15年）	1,000,000,000	100.10 1,001,000,000	100.65 1,006,500,000	0.99 2022/11/20	2.90
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	1,000,000,000	100.17 1,001,730,000	100.51 1,005,150,000	1.3 2019/12/20	2.89
日本	国債証券	第61回利付国債（20年）	1,000,000,000	92.09 920,930,000	93.00 930,050,000	1 2023/3/20	2.68
日本	国債証券	第303回利付国債（10年）	900,000,000	100.75 906,750,000	101.76 915,921,000	1.4 2019/9/20	2.64
日本	国債証券	第20回利付国債（30年）	700,000,000	104.22 729,540,000	107.06 749,434,000	2.5 2035/9/20	2.16
日本	国債証券	第280回利付国債（10年）	670,000,000	107.50 720,283,500	107.63 721,141,100	1.9 2016/6/20	2.08
日本	国債証券	第111回利付国債（20年）	550,000,000	101.23 556,774,600	102.69 564,817,000	2.2 2029/6/20	1.63
日本	特殊債券	第5回中本高速道路社債	500,000,000	104.99 524,975,000	105.39 526,965,000	1.86 2018/9/20	1.52
日本	国債証券	第295回利付国債（10年）	500,000,000	103.86 519,305,000	104.02 520,125,000	1.5 2018/6/20	1.50
日本	国債証券	第301回利付国債（10年）	500,000,000	102.67 513,355,000	102.97 514,855,000	1.5 2019/6/20	1.48
日本	国債証券	第244回利付国債（10年）	500,000,000	102.19 510,953,000	102.10 510,530,000	1 2012/12/20	1.47
日本	国債証券	第271回利付国債（10年）	470,000,000	103.49 486,412,400	103.56 486,760,200	1.2 2015/6/20	1.40
日本	国債証券	第259回利付国債（10年）	450,000,000	104.56 470,538,000	104.53 470,425,500	1.5 2014/3/20	1.35

日本	国債証券	第248回利付国債（10年）	440,000,000	101.45 446,410,800	101.40 446,190,800	0.7 2013/3/20	1.28
日本	国債証券	第274回利付国債（10年）	400,000,000	105.05 420,220,000	105.20 420,804,000	1.5 2015/12/20	1.21
日本	特殊債券	第112号商工債（3年）	400,000,000	101.22 404,880,000	101.13 404,520,000	0.85 2012/5/25	1.16
日本	国債証券	第100回利付国債（20年）	380,000,000	102.17 388,265,000	103.51 393,364,600	2.2 2028/3/20	1.13
日本	国債証券	第30回利付国債（30年）	350,000,000	99.91 349,695,500	103.13 360,955,000	2.3 2039/3/20	1.04
日本	国債証券	第66回利付国債（20年）	330,000,000	100.89 332,940,300	101.83 336,062,100	1.8 2023/12/20	0.97
日本	国債証券	第97回利付国債（20年）	300,000,000	102.59 307,785,000	103.84 311,547,000	2.2 2027/9/20	0.90
日本	特殊債券	第23回都市再生債権	300,000,000	102.88 308,652,000	102.93 308,808,000	1.28 2013/11/25	0.89
日本	社債券	第27回大阪瓦斯無担保社債	300,000,000	102.78 308,340,000	102.83 308,508,000	1.199 2013/11/27	0.89

□ 種類別の投資比率

平成22年4月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	70.02
地方債証券	4.08
特殊債券	8.71
社債券	15.90
合計	98.71

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 〔外国株式マザーファンド（B号）〕

## （１）投資状況

平成22年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	1,242,609,617	54.78
	カナダ	144,188,065	6.36
	ドイツ	136,902,478	6.04
	イタリア	8,388,987	0.37
	フランス	90,926,017	4.01
	オーストラリア	95,802,796	4.22
	イギリス	181,489,738	8.00
	スイス	124,820,791	5.50
	バミューダ	20,948,702	0.92
	香港	26,350,633	1.16
	シンガポール	12,505,333	0.55
	ニュージーランド	3,127,492	0.14
	オランダ	16,130,927	0.71
	スペイン	26,690,063	1.18
	ノルウェー	26,968,117	1.19
	ルクセンブルク	30,102,972	1.33
	フィンランド	4,478,684	0.20
	アイルランド	11,642,533	0.51
	ポルトガル	13,984,954	0.62
	モーリシャス	4,951,504	0.22
小計		2,223,010,403	98.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,156,223	1.99
合計(純資産総額)		2,268,166,626	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC 〔食品・生活必需品小売り〕	9,080	5,091.06 46,226,901	5,051.55 45,868,155	2.02
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO 〔資本財〕	23,700	1,538.98 36,473,949	1,833.42 43,452,155	1.92
アメリカ	株式	INTEL CORP 〔半導体・半導体製造装置〕	19,000	1,960.41 37,247,957	2,209.70 41,984,381	1.85
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION 〔エネルギー〕	5,340	6,990.34 37,328,424	7,741.02 41,337,048	1.82
アメリカ	株式	PEPSICO INC 〔食品・飲料・タバコ〕	5,670	6,054.34 34,328,137	6,133.36 34,776,173	1.53
アメリカ	株式	APPLE INC 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	1,341	20,929.88 28,066,980	25,270.96 33,888,363	1.49
アメリカ	株式	PRUDENTIAL FINANCIAL INC 〔保険〕	5,520	5,142.77 28,388,105	6,136.18 33,871,747	1.49
スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED 〔食品・飲料・タバコ〕	7,160	4,614.09 33,036,903	4,581.98 32,807,005	1.45
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	6,720	5,066.21 34,044,974	4,820.62 32,394,626	1.43
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORPORATION 〔資本財〕	3,790	7,666.70 29,056,811	8,124.82 30,793,090	1.36
アメリカ	株式	EMC CORP/MASS 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	15,800	1,686.67 26,649,466	1,846.59 29,176,186	1.29
カナダ	株式	TORONTO-DOMINION BANK 〔銀行〕	4,050	6,640.88 26,895,599	7,108.68 28,790,189	1.27
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC 〔テクノロジー・ハードウェアおよび機器〕	10,740	2,379.03 25,550,785	2,588.80 27,803,780	1.23

アメリカ	株式	US BANCORP 〔銀行〕	10,700	2,397.58 25,654,130	2,567.17 27,468,722	1.21
フランス	株式	TOTAL SA 〔エネルギー〕	5,200	5,280.44 27,458,296	5,233.13 27,212,323	1.20
アメリカ	株式	FIFTH THIRD BANCORP 〔銀行〕	19,000	1,199.39 22,788,457	1,398.82 26,577,597	1.17
アメリカ	株式	PULTE GROUP INC 〔耐久消費財・アパレル〕	20,990	1,064.76 22,349,501	1,252.07 26,280,984	1.16
アメリカ	株式	PFIZER INC 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	16,440	1,642.46 27,002,078	1,586.02 26,074,172	1.15
アメリカ	株式	GAP INC/THE 〔小売〕	10,810	2,099.64 22,697,134	2,411.01 26,063,062	1.15
アメリカ	株式	VIACOM INC-CLASS B 〔メディア〕	7,680	2,876.66 22,092,753	3,386.51 26,008,473	1.15
アメリカ	株式	LOWE'S COMPANIES INC 〔小売〕	10,070	2,262.38 22,782,201	2,577.51 25,955,606	1.14
ドイツ	株式	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG 〔運輸〕	16,450	1,465.12 24,101,381	1,574.04 25,893,115	1.14
フランス	株式	BNP PARIBAS 〔銀行〕	3,980	7,066.72 28,125,583	6,485.40 25,811,923	1.14
イギリス	株式	BP PLC 〔エネルギー〕	30,440	882.62 26,867,147	842.53 25,646,711	1.13
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC 〔電気通信サービス〕	9,300	2,739.98 25,481,884	2,748.72 25,563,146	1.13
アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION 〔ソフトウェア・サービス〕	10,440	2,347.04 24,503,165	2,443.93 25,514,718	1.12
アメリカ	株式	HALLIBURTON CO 〔エネルギー〕	8,250	2,989.54 24,663,742	2,972.61 24,524,049	1.08
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO 〔資本財〕	4,880	4,561.45 22,259,896	5,005.46 24,426,667	1.08
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC 〔銀行〕	24,600	1,023.96 25,189,465	977.81 24,054,165	1.06

スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN 〔医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス〕	1,600	14,892.06 23,827,306	14,813.34 23,701,353	1.04
-----	----	--	-------	-------------------------	-------------------------	------

□ 種類別・業種別の投資比率

平成22年 4月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	11.05	株式（外国）	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.81
	素材	7.37		銀行	9.34
	資本財	7.08		各種金融	4.77
	商業・専門サービス	0.55		保険	4.27
	運輸	2.68		不動産	1.14
	自動車・自動車部品	1.91		ソフトウェア・サービス	4.87
	耐久消費財・アパレル	2.39		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.42
	メディア	2.43		電気通信サービス	4.03
	小売	2.47		公益事業	3.61
	食品・生活必需品小売り	3.56		半導体・半導体製造装置	3.43
	食品・飲料・タバコ	7.06		合計	98.01
	ヘルスケア機器・サービス	1.74			

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 〔外国債券マザーファンド（B号）〕

## （１）投資状況

平成22年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	625,095,143	27.05
	カナダ	65,271,646	2.82
	ドイツ	252,144,879	10.91
	イタリア	280,817,044	12.15
	フランス	250,243,885	10.83
	オーストラリア	18,018,972	0.78
	イギリス	160,506,026	6.95
	シンガポール	26,839,218	1.16
	オランダ	16,418,663	0.71
	スペイン	101,344,893	4.39
	ベルギー	102,515,627	4.44
	スウェーデン	16,892,301	0.73
	ノルウェー	8,581,357	0.37
	デンマーク	18,817,234	0.81
	アイルランド	30,995,520	1.34
	ポーランド	25,708,523	1.11
	小計	2,000,210,931	86.56
	特殊債券	ドイツ	29,467,352
スペイン		29,070,452	1.26
オーストリア		30,389,247	1.32
国際機関		76,051,768	3.29
小計		164,978,819	7.14
社債券	アメリカ	59,528,877	2.58
	オランダ	19,359,606	0.84
	小計	78,888,483	3.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		66,675,904	2.89

合計(純資産総額)	2,310,754,137	100.00
-----------	---------------	--------



## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	利率 / 償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US T 0.875% 11/02/28	2,520,000	9,447.84 238,085,585	9,445.21 238,019,441	0.875 2011/2/28	10.30
フランス	国債証券	FRTR 4% 13/10/25	990,000	13,391.55 132,576,428	13,443.84 133,094,016	4 2013/10/25	5.76
イタリア	国債証券	BTPS 4.5% 20/02/01	780,000	13,082.84 102,046,214	12,990.73 101,327,715	4.5 2020/2/1	4.39
アメリカ	国債証券	US T 3.75% 18/11/15	750,000	9,518.55 71,389,134	9,565.74 71,743,073	3.75 2018/11/15	3.10
アメリカ	国債証券	US T 4.5% 160215	690,000	10,338.29 71,334,221	10,290.37 71,003,594	4.5 2016/2/15	3.07
イタリア	国債証券	BTPS 5% 12/02/01	500,000	13,290.85 66,454,270	13,147.82 65,739,132	5 2012/2/1	2.84
イタリア	国債証券	BTPS 4.25 13/08/01	460,000	13,346.74 61,395,029	13,217.28 60,799,517	4.25 2013/8/1	2.63
アメリカ	国債証券	US T 4.375% 38/02/15	610,000	9,060.71 55,270,387	9,117.44 55,616,387	4.375 2038/2/15	2.41
ドイツ	国債証券	DBR 4% 18/01/04	410,000	13,437.61 55,094,225	13,529.73 55,471,897	4 2018/1/4	2.40
イタリア	国債証券	BTPS 5% 34/08/01	410,000	12,887.41 52,838,399	12,914.80 52,950,680	5 2034/8/1	2.29
イギリス	国債証券	UKT 4.25% 36/03/07	380,000	13,778.77 52,359,359	13,772.00 52,333,601	4.25 2036/3/7	2.26
ベルギー	国債証券	BGB 3.75% 15/09/28	370,000	13,158.78 48,687,488	13,173.71 48,742,758	3.75 2015/9/28	2.11
アメリカ	国債証券	US T 4.875% 12/02/15	480,000	10,131.33 48,630,427	10,084.59 48,406,070	4.875 2012/2/15	2.09

フランス	国債証券	FRTR 4% 38/10/25	380,000	12,252.56 46,559,752	12,652.14 48,078,159	4 2038/10/25	2.08
アメリカ	国債証券	US T 6.125% 27/11/15	410,000	11,370.71 46,619,916	11,432.44 46,873,022	6.125 2027/11/15	2.03
アメリカ	国債証券	US T 4.25% 17/11/15	460,000	10,033.15 46,152,505	10,018.45 46,084,893	4.25 2017/11/15	1.99
ドイツ	国債証券	OBL 2.5% 15/02/27	350,000	12,652.14 44,282,515	12,747.37 44,615,810	2.5 2015/2/27	1.93
スペイン	国債証券	SPGB 6% 29/01/31	310,000	14,564.16 45,148,896	14,081.17 43,651,650	6 2029/1/31	1.89
イギリス	国債証券	UKT 5% 12/03/07	280,000	15,464.32 43,300,122	15,411.34 43,151,777	5 2012/3/7	1.87
ドイツ	国債証券	DBR 3.25% 20/01/04	300,000	12,584.92 37,754,784	12,699.44 38,098,348	3.25 2020/1/4	1.65
ベルギー	国債証券	BGB 5% 12/09/28	280,000	13,584.50 38,036,606	13,542.17 37,918,101	5 2012/9/28	1.64
ドイツ	国債証券	OBL 4.25% 12/10/12	270,000	13,419.05 36,231,460	13,430.14 36,261,397	4.25 2012/10/12	1.57
スペイン	国債証券	SPGB 4.4% 15/01/31	270,000	13,331.34 35,994,636	13,132.64 35,458,128	4.4 2015/1/31	1.53
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 34/07/04	230,000	14,029.27 32,267,332	14,511.87 33,377,320	4.75 2034/7/4	1.44
アメリカ	国債証券	US T 7.25% 22/08/15	270,000	12,342.27 33,324,149	12,334.92 33,304,307	7.25 2022/8/15	1.44
アイルランド	国債証券	IRISH 4% 14/01/15	250,000	12,930.98 32,327,456	12,398.20 30,995,520	4 2014/1/15	1.34
オーストリア	特殊債券	OKB 4.75% 12/10/16	300,000	10,135.30 30,405,926	10,129.74 30,389,247	4.75 2012/10/16	1.32
国際機関	特殊債券	NORDIC INV 3.5% 13/09/11	300,000	9,887.69 29,663,093	9,876.40 29,629,227	3.5 2013/9/11	1.28
ドイツ	特殊債券	RENTENBANK 3.25% 130315	300,000	9,796.09 29,388,277	9,822.45 29,467,352	3.25 2013/3/15	1.28

アメリカ	社債券	BANK OF AME 3.125% 120615	300,000	9,793.27 29,379,810	9,774.79 29,324,384	3.125 2012/6/15	1.27
------	-----	---------------------------	---------	------------------------	------------------------	--------------------	------

□ 種類別の投資比率

平成22年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	86.56
特殊債券	7.14
社債券	3.41
合計	97.11

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

平成22年 4月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	市場外取引 カナダドル	買建	470,000	44,187,990	43,949,700	1.90
為替予約取引	市場外取引 スイスフラン	買建	160,000	13,500,800	13,886,400	0.60
為替予約取引	市場外取引 シンガポールドル	買建	590,000	40,067,970	40,556,600	1.76
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	430,000	40,150,648	40,428,600	1.75
為替予約取引	市場外取引 ユーロ	売建	460,000	57,522,800	57,237,800	2.48

(注)

1. 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
  - (2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっておりま

す。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

## 6【手続等の概要】

### イ 申込（販売）手続等の概要

#### （イ）申込方法

いつでもお申し込みいただけます。取扱いの販売会社にお申し付けください。

原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

#### （ロ）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ下記の率の信託財産留保額を加算した価額となります。

年金プラン30：0.085%

年金プラン50：0.105%

年金プラン70：0.125%

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の販売基準価額となります。

#### （ハ）申込手数料

無手数料です。

ただし、1口につき取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ定められた率を乗じて得た信託財産留保額（上記「お申込価額」をご参照ください。）を申込金額からご負担いただきます。

#### （ニ）申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### ロ 換金（解約）手続等の概要

#### （イ）換金方法

いつでもご換金のお申込みができます。お買付けの販売会社にお申し付けください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求のお申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた解約請求のお申込みを取り消させていただく場合があります。

#### （ロ）換金価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、各ファンドについてそれぞれ下記の率の信託財産留保額を差し引いた価額となります。

年金プラン30 : 0.085%

年金プラン50 : 0.105%

年金プラン70 : 0.125%

(八) 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

八 手続等に関するお問い合わせ先

申込価額(販売基準価額)、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## 7【管理及び運営の概要】

### イ 基準価額の算出方法・算出頻度

「基準価額」とは、原則として、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

### ロ 決算と収益分配金

#### （イ）決算日

決算日は毎年3月6日（休業日の場合は翌営業日となります。）です。

#### （ロ）分配金

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

#### （ハ）支払方法

分配金は、原則として、税金を差し引いた後、再投資いたします。

### ハ 償還および償還金

#### （イ）信託期間

信託期間は、無期限です。（設定日：平成12年9月19日）

ただし、当ファンドの信託約款に定める信託終了事由に該当する場合、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の信託約款所定の手続きを経て、当ファンドを償還させることがあります。

#### （ロ）償還金

償還金は、原則として、償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いします。お買付けの販売会社でお受け取りください。

### ニ 運用報告書の交付および基準価額の照会

#### （イ）運用報告書

委託会社は毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。運用報告書は、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。

#### （ロ）基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。また、販売基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

### ホ 信託約款の変更、信託契約の解約等

#### （イ）信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することがあります。

変更内容が重大な信託約款の変更については、原則として、あらかじめ公告し、また、知られたる受益者に対しては、書面でお知らせします。この場合、所定の期間内（1ヵ月以上）に、当該信託約款の変更に異議を申し出た受益者の受益権の合計口数が総受益権の口数の2分の1を超えるときは、当該信託約款の変更は行われません。

（ロ）信託契約の解約

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

信託契約の解約については、原則として、あらかじめ公告し、また、知られたる受益者に対しては、書面でお知らせします。この場合、所定の期間内（1ヵ月以上）に、当該信託契約の解約に異議を申し出た受益者の受益権の合計口数が総受益権の口数の2分の1を超えるときは、当該信託契約の解約は行われません。

ただし、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合等には、異議申立ての受付を行わず、信託を終了させることがあります。

（ハ）反対者の買取請求

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

（ニ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ヘ ファンドについてのお問い合わせ

基準価額、申込価額（販売基準価額）、その他ファンドについてご不明な点はお取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。



## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、当ファンドの第9期ならびに第10期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、その証明にかかる監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されております。

【三井住友・年金プラン30】

### 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,567,003	20,190,056
親投資信託受益証券	3,012,401,066	3,513,249,560
未収入金	22,110,894	-
未収利息	37	27
流動資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643
資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643
負債の部		
流動負債		
未払金	22,000,000	-
未払解約金	142,673	613,443
未払受託者報酬	1,319,805	1,446,189
未払委託者報酬	13,527,858	14,823,364
その他未払費用	138,377	139,113
流動負債合計	37,128,713	17,022,109
負債合計	37,128,713	17,022,109
純資産の部		
元本等		

元本	3,390,095,118	3,521,341,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	370,144,831	4,924,080
元本等合計	3,019,950,287	3,516,417,534
純資産合計	3,019,950,287	3,516,417,534
負債純資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日	自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日
営業収益		
受取利息	14,385	24,566
有価証券売買等損益	687,903,633	400,897,171
営業収益合計	687,889,248	400,921,737
営業費用		
受託者報酬	2,850,613	2,830,752
委託者報酬	29,218,656	29,015,073
その他費用	278,953	278,953
営業費用合計	32,348,222	32,124,778
営業利益又は営業損失（ ）	720,237,470	368,796,959
経常利益又は経常損失（ ）	720,237,470	368,796,959
当期純利益又は当期純損失（ ）	720,237,470	368,796,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,811,634	4,208,196
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	346,505,419	370,144,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,458,526	5,655,083
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	5,655,083
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	5,458,526	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,682,940	5,023,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	8,682,940	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	5,023,095
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	370,144,831	4,924,080

## 3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,390,095,118口	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,521,341,614口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 370,144,831円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 4,924,080円
3. 1単位当たり純資産額	0.8908円 (1万口=8,908円)	0.9986円 (1万口=9,986円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(36,900,550円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(101,887,775円)、および分配準備積立金(483,014,736円)より、分配対象収益は621,803,061円(1万口当たり1,834.17円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(57,674,899円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(134,155,610円)、および分配準備積立金(512,111,606円)より、分配対象収益は703,942,115円(1万口当たり1,999.07円)ですが、分配を行っておりません。
----------	--	--

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,012,401,066円	676,527,897円
合 計	3,012,401,066円	676,527,897円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,513,249,560円	342,020,904円
合 計	3,513,249,560円	342,020,904円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項 目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。 c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引および為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同 左
3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左

4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
期首元本額	3,250,384,270円	3,390,095,118円
期中追加設定元本額	222,491,121円	183,714,580円
期中一部解約元本額	82,780,273円	52,468,084円

## 【三井住友・年金プラン50】

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,253,460	29,280,692
親投資信託受益証券	3,477,663,941	4,356,269,505
未収入金	52,298,995	-
未収利息	48	40
流動資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237
資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237
負債の部		
流動負債		
未払金	50,000,000	-
未払解約金	2,552,360	1,104,710
未払受託者報酬	1,588,085	1,779,402
未払委託者報酬	20,248,067	22,687,318
その他未払費用	189,408	190,328
流動負債合計	74,577,920	25,761,758
負債合計	74,577,920	25,761,758
純資産の部		
元本等		
元本	4,623,415,884	4,828,380,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,138,777,360	468,592,085
元本等合計	3,484,638,524	4,359,788,479



純資産合計	3,484,638,524	4,359,788,479
負債純資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日	自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日
営業収益		
受取利息	17,026	25,888
有価証券売買等損益	1,342,156,467	745,446,183
営業収益合計	1,342,139,441	745,472,071
営業費用		
受託者報酬	3,604,343	3,458,217
委託者報酬	45,955,327	44,092,126
その他費用	381,688	381,688
営業費用合計	49,941,358	47,932,031
営業利益又は営業損失( )	1,392,080,799	697,540,040
経常利益又は経常損失( )	1,392,080,799	697,540,040
当期純利益又は当期純損失( )	1,392,080,799	697,540,040
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	12,404,408	7,138,351
期首剰余金又は期首欠損金( )	267,339,475	1,138,777,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16,053,060
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	16,053,060
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,440,444	36,269,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	5,831,410	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	20,609,034	36,269,474
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,138,777,360	468,592,085

## 3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,623,415,884口	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,828,380,564口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,138,777,360円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 468,592,085円
3. 1単位当たり純資産額	0.7537円 (1万口=7,537円)	0.9030円 (1万口=9,030円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,015,771円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（126,585,007円）、および分配準備積立金（693,216,757円）より、分配対象収益は863,817,535円（1万口当たり1,868.35円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,661,540円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（175,657,116円）、および分配準備積立金（727,069,858円）より、分配対象収益は977,388,514円（1万口当たり2,024.25円）ですが、分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,477,663,941円	1,326,779,793円
合計	3,477,663,941円	1,326,779,793円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,356,269,505円	650,931,232円
合計	4,356,269,505円	650,931,232円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左

3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
期首元本額	4,453,304,086円	4,623,415,884円

期中追加設定元本額	271,146,772円	270,724,990円
期中一部解約元本額	101,034,974円	65,760,310円

## 【三井住友・年金プラン70】

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,367,454	34,068,905
親投資信託受益証券	3,300,201,166	4,335,493,911
未収入金	75,070,450	-
未収利息	28	46
流動資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862
資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862
負債の部		
流動負債		
未払金	75,000,000	-
未払解約金	93,017	212,979
未払受託者報酬	1,576,374	1,769,201
未払委託者報酬	24,039,658	26,980,277
その他未払費用	221,816	222,920
流動負債合計	100,930,865	29,185,377
負債合計	100,930,865	29,185,377
純資産の部		
元本等		
元本	5,280,601,092	5,447,632,576
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,988,892,859	1,107,255,091
元本等合計	3,291,708,233	4,340,377,485
純資産合計	3,291,708,233	4,340,377,485
負債純資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日	自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日
営業収益		
受取利息	17,589	17,588
有価証券売買等損益	1,905,322,852	978,633,930
営業収益合計	1,905,305,263	978,651,518
営業費用		
受託者報酬	3,788,941	3,428,862
委託者報酬	57,781,265	52,290,050
その他費用	447,032	447,032
営業費用合計	62,017,238	56,165,944
営業利益又は営業損失（ ）	1,967,322,501	922,485,574
経常利益又は経常損失（ ）	1,967,322,501	922,485,574
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,967,322,501	922,485,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,949,392	5,973,461
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,632,466	1,988,892,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,929	17,757,054
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	85,929	17,757,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,238,145	52,631,399
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	34,238,145	52,631,399
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,988,892,859	1,107,255,091



## 3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 5,280,601,092口	当該計算期間の末日における受益権の総数 5,447,632,576口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,988,892,859円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,107,255,091円
3. 1単位当たり純資産額	0.6234円 (1万口 = 6,234円)	0.7967円 (1万口 = 7,967円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,953,804円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（86,189,608円）、および分配準備積立金（805,862,645円）より、分配対象収益は936,006,057円（1万口当たり1,772.53円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,990,467円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（123,716,067円）、および分配準備積立金（842,368,757円）より、分配対象収益は1,043,075,291円（1万口当たり1,914.73円）ですが、分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,300,201,166円	1,861,774,667円
合計	3,300,201,166円	1,861,774,667円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,335,493,911円	870,324,340円
合計	4,335,493,911円	870,324,340円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左

3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
期首元本額	5,153,198,925円	5,280,601,092円

期中追加設定元本額	202,613,753円	214,408,798円
期中一部解約元本額	75,211,586円	47,377,314円

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

#### イ 名義書換

該当事項はありません。

#### ロ 受益者名簿

作成しません。

#### ハ 受益者に対する特典

ありません。

#### ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

##### (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記の通りです。

### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要  
資産の評価、 保管、 信託期間、 計算期間、 その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表  
( 1 ) 貸借対照表、( 2 ) 損益及び剰余金計算書、( 3 ) 注記表、( 4 ) 附属明細表
- 2 ファンドの現況  
純資産額計算書

#### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成12年9月19日 信託契約締結、設定、運用開始。

（設定時の委託会社は住友ライフ・インベストメント株式会社）

平成13年9月27日「SLIバランス・プラン30」、「SLIバランス・プラン50」、「SLIバランス・プラン70」から「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」に名称を変更。

平成14年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継、「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」から「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」に名称を変更。

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

（ロ）原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

##### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ下記の率の信託財産留保額を加算した価額（販売基準価額といいます。）となります。

年金プラン30： 0.085%

年金プラン50： 0.105%

年金プラン70： 0.125%

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の販売基準価額となります。

基準価額に買付時の信託財産留保額を加算した販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます（販売基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

##### ハ 申込手数料

無手数料です。

ただし、1口につき取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、各ファンドについてそれぞれ定められた率を乗じて得た信託財産留保額（上記「ロ 申込価額」をご参照ください。）を申込金額からご負担いただきます。

##### ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。



## ホ 照会先

お申込価額、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

## ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、各ファンドについてそれぞれ下記の率の信託財産留保額を差し引いた価額となります。

年金プラン30：0.085%

年金プラン50：0.105%

年金プラン70：0.125%

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、委託会社（電話：0120-88-2976）に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額に買付時の信託財産留保額を加算した販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成12年9月19日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

#### (4)【計算期間】

毎年3月7日から翌年3月6日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### イ 信託の終了

##### (イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 当ファンドは、分配金自動再投資専用ですので、分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

## 2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

当ファンドは、分配金自動再投資専用であるため、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

### ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期（平成20年3月7日から平成21年3月6日まで）および第10期（平成21年3月7日から平成22年3月8日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】  
 【三井住友・年金プラン30】  
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,567,003	20,190,056
親投資信託受益証券	3,012,401,066	3,513,249,560
未収入金	22,110,894	-
未収利息	37	27
流動資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643
資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	22,000,000	-
未払解約金	142,673	613,443
未払受託者報酬	1,319,805	1,446,189
未払委託者報酬	13,527,858	14,823,364
その他未払費用	138,377	139,113
流動負債合計	37,128,713	17,022,109
負債合計	37,128,713	17,022,109
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,390,095,118	3,521,341,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	370,144,831	4,924,080
元本等合計	3,019,950,287	3,516,417,534
純資産合計	3,019,950,287	3,516,417,534
負債純資産合計	3,057,079,000	3,533,439,643

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期	第10期
	自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日	自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	14,385	24,566
有価証券売買等損益	687,903,633	400,897,171
営業収益合計	687,889,248	400,921,737
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,850,613	2,830,752
委託者報酬	29,218,656	29,015,073
その他費用	278,953	278,953
営業費用合計	32,348,222	32,124,778
営業利益又は営業損失（ ）	720,237,470	368,796,959
経常利益又は経常損失（ ）	720,237,470	368,796,959
当期純利益又は当期純損失（ ）	720,237,470	368,796,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,811,634	4,208,196
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	346,505,419	370,144,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,458,526	5,655,083
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,655,083
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,458,526	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,682,940	5,023,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,682,940	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,023,095
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	370,144,831	4,924,080



**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期	第10期
	（平成21年3月6日現在）	（平成22年3月8日現在）
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,390,095,118口	当該計算期間の末日における受益権の総数 3,521,341,614口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 370,144,831円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 4,924,080円
3. 1単位当たり純資産額	0.8908円 （1万口＝8,908円）	0.9986円 （1万口＝9,986円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,900,550円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（101,887,775円）、および分配準備積立金（483,014,736円）より、分配対象収益は621,803,061円（1万口当たり1,834.17円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（57,674,899円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（134,155,610円）、および分配準備積立金（512,111,606円）より、分配対象収益は703,942,115円（1万口当たり1,999.07円）であります。分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,012,401,066円	676,527,897円
合計	3,012,401,066円	676,527,897円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,513,249,560円	342,020,904円
合計	3,513,249,560円	342,020,904円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左

3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
期首元本額	3,250,384,270円	3,390,095,118円

期中追加設定元本額	222,491,121円	183,714,580円
期中一部解約元本額	82,780,273円	52,468,084円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド (B号)	1,116,810,855円	0.6578円	734,638,180円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド (B号)	1,823,334,336円	1.1474円	2,092,093,817円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド (B号)	524,963,864円	0.8184円	429,630,426円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド (B号)	137,755,865円	1.8648円	256,887,137円
合計		3,602,864,920円		3,513,249,560円

## 【三井住友・年金プラン50】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	29,253,460	29,280,692
親投資信託受益証券	3,477,663,941	4,356,269,505
未収入金	52,298,995	-
未収利息	48	40
流動資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237
資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	50,000,000	-
未払解約金	2,552,360	1,104,710
未払受託者報酬	1,588,085	1,779,402
未払委託者報酬	20,248,067	22,687,318
その他未払費用	189,408	190,328
流動負債合計	74,577,920	25,761,758
負債合計	74,577,920	25,761,758
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,623,415,884	4,828,380,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,138,777,360	468,592,085
元本等合計	3,484,638,524	4,359,788,479
純資産合計	3,484,638,524	4,359,788,479
負債純資産合計	3,559,216,444	4,385,550,237

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	17,026	25,888
有価証券売買等損益	1,342,156,467	745,446,183
営業収益合計	1,342,139,441	745,472,071
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,604,343	3,458,217
委託者報酬	45,955,327	44,092,126
その他費用	381,688	381,688
営業費用合計	49,941,358	47,932,031
営業利益又は営業損失( )	1,392,080,799	697,540,040
経常利益又は経常損失( )	1,392,080,799	697,540,040
当期純利益又は当期純損失( )	1,392,080,799	697,540,040
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	12,404,408	7,138,351
期首剰余金又は期首欠損金( )	267,339,475	1,138,777,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16,053,060
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16,053,060
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,440,444	36,269,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,831,410	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,609,034	36,269,474
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,138,777,360	468,592,085

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期	第10期
	(平成21年3月6日現在)	(平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,623,415,884口	当該計算期間の末日における受益権の総数 4,828,380,564口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,138,777,360円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 468,592,085円
3. 1単位当たり純資産額	0.7537円 (1万口=7,537円)	0.9030円 (1万口=9,030円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,015,771円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（126,585,007円）、および分配準備積立金（693,216,757円）より、分配対象収益は863,817,535円（1万口当たり1,868.35円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,661,540円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（175,657,116円）、および分配準備積立金（727,069,858円）より、分配対象収益は977,388,514円（1万口当たり2,024.25円）であります。分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,477,663,941円	1,326,779,793円
合計	3,477,663,941円	1,326,779,793円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,356,269,505円	650,931,232円
合計	4,356,269,505円	650,931,232円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左



3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
期首元本額	4,453,304,086円	4,623,415,884円

期中追加設定元本額	271,146,772円	270,724,990円
期中一部解約元本額	101,034,974円	65,760,310円

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a)株式

該当事項はありません。

## (b)株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド (B号)	2,264,840,990円	0.6578円	1,489,812,403円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド (B号)	1,491,626,620円	1.1474円	1,711,492,383円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド (B号)	1,029,855,826円	0.8184円	842,834,007円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド (B号)	167,380,262円	1.8648円	312,130,712円
合計		4,953,703,698円		4,356,269,505円

## 【三井住友・年金プラン70】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	17,367,454	34,068,905
親投資信託受益証券	3,300,201,166	4,335,493,911
未収入金	75,070,450	-
未収利息	28	46
流動資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862
資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	75,000,000	-
未払解約金	93,017	212,979
未払受託者報酬	1,576,374	1,769,201
未払委託者報酬	24,039,658	26,980,277
その他未払費用	221,816	222,920
流動負債合計	100,930,865	29,185,377
負債合計	100,930,865	29,185,377
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,280,601,092	5,447,632,576
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,988,892,859	1,107,255,091
元本等合計	3,291,708,233	4,340,377,485
純資産合計	3,291,708,233	4,340,377,485
負債純資産合計	3,392,639,098	4,369,562,862

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期	第10期
	自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	17,589	17,588
有価証券売買等損益	1,905,322,852	978,633,930
営業収益合計	1,905,305,263	978,651,518
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,788,941	3,428,862
委託者報酬	57,781,265	52,290,050
その他費用	447,032	447,032
営業費用合計	62,017,238	56,165,944
営業利益又は営業損失( )	1,967,322,501	922,485,574
経常利益又は経常損失( )	1,967,322,501	922,485,574
当期純利益又は当期純損失( )	1,967,322,501	922,485,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,949,392	5,973,461
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,632,466	1,988,892,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,929	17,757,054
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,929	17,757,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,238,145	52,631,399
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,238,145	52,631,399
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,988,892,859	1,107,255,091

**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため平成21年3月7日から平成22年3月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 5,280,601,092口	当該計算期間の末日における受益権の総数 5,447,632,576口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,988,892,859円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,107,255,091円
3. 1単位当たり純資産額	0.6234円 （1万口＝6,234円）	0.7967円 （1万口＝7,967円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,953,804円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（86,189,608円）、および分配準備積立金（805,862,645円）より、分配対象収益は936,006,057円（1万口当たり1,772.53円）がありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,990,467円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（123,716,067円）、および分配準備積立金（842,368,757円）より、分配対象収益は1,043,075,291円（1万口当たり1,914.73円）がありますが、分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第9期（自平成20年3月7日至平成21年3月6日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,300,201,166円	1,861,774,667円
合計	3,300,201,166円	1,861,774,667円

## 第10期（自平成21年3月7日至平成22年3月8日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,335,493,911円	870,324,340円
合計	4,335,493,911円	870,324,340円

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ．取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1．取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a．わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b．わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c．わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左

3．取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同 左
4．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同 左
5．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第9期 （平成21年3月6日現在）	第10期 （平成22年3月8日現在）
期首元本額	5,153,198,925円	5,280,601,092円



期中追加設定元本額	202,613,753円	214,408,798円
期中一部解約元本額	75,211,586円	47,377,314円

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a)株式

該当事項はありません。

## (b)株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド (B号)	3,201,684,768円	0.6578円	2,106,068,240円
親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド (B号)	726,206,681円	1.1474円	833,249,545円
親投資信託 受益証券	外国株式マザーファンド (B号)	1,327,433,874円	0.8184円	1,086,371,882円
親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド (B号)	166,132,692円	1.8648円	309,804,244円
合計		5,421,458,015円		4,335,493,911円

## (参考情報)

三井住友・年金プラン30、三井住友・年金プラン50および三井住友・年金プラン70は、「国内株式マザーファンド（B号）」、「国内債券マザーファンド（B号）」、「外国株式マザーファンド（B号）」および「外国債券マザーファンド（B号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外となっております。

「国内株式マザーファンド（B号）」の状況

## (1) 貸借対照表

期別	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,756,417	97,672,570
株式	3,106,327,240	4,229,793,800
未収入金	133,734,687	12,735,811
未収配当金	4,653,600	3,789,150
未収利息	132	133
流動資産合計	3,325,472,076	4,343,991,464
資産合計	3,325,472,076	4,343,991,464
負債の部		
流動負債		
未払金	141,313,768	13,230,805
流動負債合計	141,313,768	13,230,805
負債合計	141,313,768	13,230,805
純資産の部		
元本等		
1元本		
元本	6,668,937,521	6,583,336,613
元本合計	6,668,937,521	6,583,336,613

2 剰余金		
期末欠損金	3,484,779,213	2,252,575,954
剰余金合計	3,484,779,213	2,252,575,954
元本等合計	3,184,158,308	4,330,760,659
純資産合計	3,184,158,308	4,330,760,659
負債・純資産合計	3,325,472,076	4,343,991,464

(注)「国内株式マザーファンド(B号)」は、毎年3月6日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年3月6日ならびに平成22年3月8日現在における同マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 6,668,937,521口	当該計算期間の末日における受益権の総数 6,583,336,613口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 3,484,779,213円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 2,252,575,954円
3. 1単位当たり純資産額	0.4775円 (1万口=4,775円)	0.6578円 (1万口=6,578円)

## (デリバティブ取引に関する注記)

## . 取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

## . 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第9期 (平成21年3月6日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,501,991,788円
同期中における追加設定元本額	1,765,446,704円
同期中における一部解約元本額	598,500,971円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,172,072,009円
三井住友・年金プラン50	2,309,901,133円
三井住友・年金プラン70	3,186,964,379円
合計	6,668,937,521円

第10期 (平成22年3月8日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,668,937,521円
同期中における追加設定元本額	828,338,933円
同期中における一部解約元本額	913,939,841円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,116,810,855円
三井住友・年金プラン50	2,264,840,990円



三井住友・年金プラン70	3,201,684,768円
合計	6,583,336,613円

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本海洋掘削	100	4,750	475,000	
大和ハウス工業	23,000	1,013	23,299,000	
NEC ネットエスアイ	7,600	1,063	8,078,800	
日本ハム	23,000	1,112	25,576,000	
ニチレイ	31,000	352	10,912,000	
東洋水産	5,000	2,507	12,535,000	
日本たばこ産業	73	336,500	24,564,500	
旭化成	32,000	479	15,328,000	
日産化学工業	14,000	1,277	17,878,000	
三井化学	88,000	269	23,672,000	
J S R	15,600	1,812	28,267,200	
東京応化工業	8,600	1,624	13,966,400	
三菱ケミカルホールディングス	54,000	445	24,030,000	
宇部興産	107,000	243	26,001,000	
A D E K A	26,200	856	22,427,200	
富士フィルムホールディングス	17,300	2,928	50,654,400	
日東電工	9,600	3,475	33,360,000	
塩野義製薬	17,500	1,822	31,885,000	
田辺三菱製薬	20,000	1,342	26,840,000	
中外製薬	19,100	1,735	33,138,500	
エーザイ	18,600	3,505	65,193,000	
ツムラ	16,000	2,710	43,360,000	
キッセイ薬品工業	8,000	1,851	14,808,000	
沢井製薬	2,500	5,780	14,450,000	
新日鉱ホールディングス	90,000	451	40,590,000	
住友ゴム工業	52,800	759	40,075,200	

旭硝子	44,000	950	41,800,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	30,700	3,570	109,599,000	
DOWAホールディングス	49,000	527	25,823,000	
古河電気工業	53,000	460	24,380,000	
住友電気工業	18,900	1,116	21,092,400	
フジクラ	44,000	498	21,912,000	
SUMCO	15,200	1,796	27,299,200	
日本発條	14,000	796	11,144,000	
日本製鋼所	15,000	1,033	15,495,000	
アマダ	23,000	723	16,629,000	
SMC	3,300	12,000	39,600,000	
クボタ	67,000	805	53,935,000	
NTN	54,000	411	22,194,000	
三菱重工業	111,000	350	38,850,000	
イビデン	9,100	2,942	26,772,200	
日立製作所	268,000	311	83,348,000	
東芝	165,000	448	73,920,000	
日本電産	4,000	9,080	36,320,000	
日本電気	102,000	245	24,990,000	
セイコーエプソン	12,600	1,578	19,882,800	
アルバック	1,700	2,300	3,910,000	
パナソニック	55,300	1,307	72,277,100	
シャープ	18,000	1,066	19,188,000	
ミツミ電機	14,100	1,854	26,141,400	
アルプス電気	48,300	556	26,854,800	
山武	8,900	2,191	19,499,900	
新光電気工業	20,200	1,372	27,714,400	
京セラ	6,200	8,400	52,080,000	
太陽誘電	16,000	1,287	20,592,000	
ニチコン	21,500	1,027	22,080,500	
キヤノン	24,300	3,980	96,714,000	

東京エレクトロン	3,800	5,830	22,154,000	
日産自動車	44,900	733	32,911,700	
トヨタ自動車	10,000	3,515	35,150,000	
日野自動車	25,000	356	8,900,000	
カルソニックカンセイ	108,000	247	26,676,000	
アイシン精機	14,600	2,486	36,295,600	
マツダ	102,000	234	23,868,000	
本田技研工業	61,500	3,230	198,645,000	
富士重工業	75,000	442	33,150,000	
エクセディ	14,700	2,122	31,193,400	
豊田合成	11,600	2,396	27,793,600	
タカタ	9,000	2,323	20,907,000	
HOYA	9,900	2,299	22,760,100	
大日本印刷	11,000	1,205	13,255,000	
リンテック	4,100	1,749	7,170,900	
任天堂	1,300	27,000	35,100,000	
東京電力	38,800	2,455	95,254,000	
関西電力	25,200	2,123	53,499,600	
東北電力	30,500	1,947	59,383,500	
東京急行電鉄	121,000	385	46,585,000	
東日本旅客鉄道	15,500	6,230	96,565,000	
日立物流	10,000	1,286	12,860,000	
商船三井	76,000	616	46,816,000	
近鉄エクスプレス	9,600	2,450	23,520,000	
フジ・メディア・ホールディングス	185	128,000	23,680,000	
大塚商会	4,600	5,810	26,726,000	
日本電信電話	30,300	3,955	119,836,500	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	391	139,400	54,505,400	
ソフトバンク	14,100	2,325	32,782,500	
三井物産	84,900	1,509	128,114,100	
三菱商事	36,500	2,346	85,629,000	

エービーシー・マート	8,100	3,060	24,786,000	
アスクル	4,000	1,607	6,428,000	
ポイント	2,400	5,640	13,536,000	
J．フロント リテイリング	66,000	544	35,904,000	
ヤマダ電機	5,360	6,400	34,304,000	
ニトリ	3,500	7,300	25,550,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	329,600	462	152,275,200	
中央三井トラスト・ホールディングス	126,000	332	41,832,000	
三井住友フィナンシャルグループ	46,300	2,904	134,455,200	
大和証券グループ本社	53,000	448	23,744,000	
野村ホールディングス	106,300	662	70,370,600	
三井住友海上グループホールディングス	38,400	2,336	89,702,400	
東京海上ホールディングス	10,400	2,538	26,395,200	
T & Dホールディングス	32,400	1,912	61,948,800	
三菱UFJリース	13,370	3,250	43,452,500	
野村不動産ホールディングス	19,500	1,351	26,344,500	
三井不動産	44,000	1,535	67,540,000	
三菱地所	42,000	1,437	60,354,000	
イオンモール	9,400	1,679	15,782,600	
合計	4,007,879		4,229,793,800	

## (b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「国内債券マザーファンド（B号）」の状況

## (1) 貸借対照表

期別	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	433,657,599	299,928,560
国債証券	46,461,392,230	25,360,224,640
地方債証券	1,382,364,500	1,414,886,500
特殊債券	2,946,825,894	3,086,652,681
社債券	6,120,787,900	5,698,015,000
未収入金	1,579,852,000	156,789,000
未収利息	235,264,139	129,078,091
前払費用	15,321,926	17,435,935
流動資産合計	59,175,466,188	36,163,010,407
資産合計	59,175,466,188	36,163,010,407
負債の部		
流動負債		
未払解約金	120,137,347	134,484,868
流動負債合計	120,137,347	134,484,868
負債合計	120,137,347	134,484,868
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	52,614,817,223	31,400,266,338
元本合計	52,614,817,223	31,400,266,338
2 剰余金		
期末剰余金	6,440,511,618	4,628,259,201
剰余金合計	6,440,511,618	4,628,259,201

元本等合計	59,055,328,841	36,028,525,539
純資産合計	59,055,328,841	36,028,525,539
負債・純資産合計	59,175,466,188	36,163,010,407

（注）「国内債券マザーファンド（B号）」は、毎年3月6日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年3月6日ならびに平成22年3月8日現在における同マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券（売買目的有価証券） 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 52,614,817,223口	当該計算期間の末日における受益権の総数 31,400,266,338口
2. 1単位当たり純資産額	1.1224円 (1万口 = 11,224円)	1.1474円 (1万口 = 11,474円)



## (デリバティブ取引に関する注記)

## . 取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

## . 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

第9期 (平成21年3月6日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	57,554,594,711円
同期中における追加設定元本額	12,328,163,019円
同期中における一部解約元本額	17,267,940,507円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,657,860,407円
三井住友・年金プラン50	1,289,028,767円
三井住友・年金プラン70	609,393,872円
三井住友・日本債券年金ファンド	1,671,749,007円
S M A M ・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	29,643,285,475円
バランスファンドV A (安定運用型) <適格機関投資家限定>	3,178,779,992円
S M A M ・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	6,667,042,195円
三井住友 / F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定)	7,897,677,508円
合計	52,614,817,223円

第10期 (平成22年3月8日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	52,614,817,223円
同期中における追加設定元本額	6,230,394,063円

同期中における一部解約元本額	27,444,944,948円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,823,334,336円
三井住友・年金プラン50	1,491,626,620円
三井住友・年金プラン70	726,206,681円
三井住友・日本債券年金ファンド	1,877,148,868円
S M A M ・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	7,298,733,494円
バランスファンドV A (安定運用型) <適格機関投資家限定>	2,927,580,982円
S M A M ・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	6,997,422,533円
三井住友/ F O F s 用日本債F (適格機関投資家限定)	8,258,212,824円
合計	31,400,266,338円

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第75回利付国債(5年)	2,800,000,000	2,879,716,000	
	第47回変動利付国債(15年)	1,000,000,000	1,001,000,000	
	第233回利付国債(10年)	4,200,000,000	4,268,796,000	
	第244回利付国債(10年)	300,000,000	306,714,000	
	第248回利付国債(10年)	440,000,000	446,410,800	
	第259回利付国債(10年)	450,000,000	470,538,000	
	第264回利付国債(10年)	1,380,000,000	1,446,226,200	
	第271回利付国債(10年)	470,000,000	486,412,400	
	第273回利付国債(10年)	240,000,000	252,165,600	
	第274回利付国債(10年)	400,000,000	420,220,000	
	第280回利付国債(10年)	670,000,000	720,283,500	
	第282回利付国債(10年)	100,000,000	106,276,000	
	第289回利付国債(10年)	800,000,000	834,280,000	
	第295回利付国債(10年)	500,000,000	519,305,000	
	第297回利付国債(10年)	1,500,000,000	1,537,245,000	
	第301回利付国債(10年)	600,000,000	616,050,000	
	第303回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,014,490,000	
	第305回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,001,730,000	
	第3回利付国債(30年)	148,000,000	151,230,840	
	第20回利付国債(30年)	830,000,000	865,042,600	
	第30回利付国債(30年)	350,000,000	349,695,500	
	第61回利付国債(20年)	1,000,000,000	920,930,000	
	第62回利付国債(20年)	100,000,000	89,332,000	

	第66回利付国債（20年）	330,000,000	332,940,300	
	第68回利付国債（20年）	20,000,000	21,132,400	
	第84回利付国債（20年）	1,200,000,000	1,216,776,000	
	第92回利付国債（20年）	1,500,000,000	1,526,505,000	
	第95回利付国債（20年）	100,000,000	104,253,000	
	第97回利付国債（20年）	300,000,000	307,785,000	
	第100回利付国債（20年）	380,000,000	388,265,000	
	第104回利付国債（20年）	100,000,000	100,464,000	
	第111回利付国債（20年）	650,000,000	658,014,500	
	国債証券 小計	24,858,000,000	25,360,224,640	
地方債証券	第630回東京都公募公債	200,000,000	210,450,000	
	第646回東京都公募公債	200,000,000	214,830,000	
	第647回東京都公募公債	200,000,000	214,556,000	
	第650回東京都公募公債	150,000,000	159,325,500	
	第28回1号宮城県公募公債	100,000,000	101,359,000	
	第19回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	100,431,000	
	平成15年度第2回横浜市公募公債	100,000,000	100,786,000	
	平成14年度第8回札幌市公募公債	100,000,000	100,785,000	
	第4回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	212,364,000	
	地方債証券 小計	1,350,000,000	1,414,886,500	
特殊債券	第332回政府保証道路債券	100,000,000	104,576,000	
	第23回都市再生債権	300,000,000	308,652,000	
	第2回政府保証中部国際空港債券	50,000,000	50,034,000	
	第9回貸付債権担保5種住宅金融公庫債券	202,560,000	208,387,651	
	第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,482,000	99,382,439	
	第26回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,544,000	98,944,083	
	第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	78,340,000	81,522,170	
	第43回貸付債権担保住宅金融公庫債券	157,454,000	162,479,931	
	第1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	168,050,000	172,720,109	

	第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,465,000	87,656,322	
	第7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,468,000	89,786,776	
	い第664号農林債券	100,000,000	100,205,000	
	い第677号農林債	30,000,000	30,515,700	
	い第697号農林債	100,000,000	103,288,000	
	第206回信金中金債（5年）	50,000,000	51,108,500	
	第214回信金中金債（5年）	100,000,000	102,507,000	
	第109号商工債（3年）	200,000,000	203,418,000	
	第111号商工債（3年）	100,000,000	101,614,000	
	第112号商工債（3年）	400,000,000	404,880,000	
	第5回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立	500,000,000	524,975,000	
	特殊債券 小計	3,001,363,000	3,086,652,681	
社債券	ジェーシービーファンディングR-2第一回特定社債E号	100,000,000	99,900,000	
	国家公務員共済組合連合会第二回CLO特定目的会社第一回C号	100,000,000	99,670,000	
	アボット・ジャパン 1.95% 131106	100,000,000	100,967,000	
	第11回メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨債券	100,000,000	99,563,000	
	第11回HSBCファイナンス	100,000,000	99,564,000	
	第13回HSBCファイナンス	100,000,000	99,480,000	
	第5回バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション円貨債券	100,000,000	99,644,000	
	第9回森永乳業株式会社無担保社債	100,000,000	100,479,000	
	第49回株式会社東芝無担保社債	200,000,000	201,098,000	
	第42回三菱電機株式会社無担保社債	100,000,000	102,203,000	
	第19回三洋電機株式会社無担保社債	100,000,000	101,347,000	
	第48回日産自動車株式会社無担保社債	100,000,000	101,344,000	
	第49回日産自動車株式会社無担保社債	100,000,000	102,903,000	
	第11回本田技研工業株式会社無担保社債	200,000,000	201,602,000	
	第70回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	103,036,000	
	第72回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	101,442,000	
	第4回株式会社りそな銀行無担保社債	200,000,000	214,450,000	
	第6回株式会社りそな銀行無担保社債	100,000,000	100,273,000	

第2回株式会社ふくおかフィナンシャルグループ無担保社債	100,000,000	101,596,000	
第2回株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	100,000,000	100,404,000	
第20回株式会社三井住友銀行無担保社債	200,000,000	209,364,000	
第36回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	204,022,000	
第13回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	101,438,000	
第8回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	200,964,000	
第13回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	204,696,000	
第17回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,401,000	
第68回住友不動産株式会社無担保社債	200,000,000	204,646,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人第2回無担保投資法人債	100,000,000	85,950,000	
第83回 東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	102,082,000	
第27回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	101,813,000	
第31回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	208,822,000	
第20回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	102,795,000	
第37回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,228,000	
第58回日本電信電話株式会社電信電話債券	200,000,000	204,022,000	
第532回東京電力株式会社社債	100,000,000	105,344,000	
第555回東京電力株式会社社債	200,000,000	204,936,000	
第489回中部電力株式会社社債	100,000,000	102,134,000	
第471回関西電力株式会社社債	100,000,000	102,707,000	
第359回中国電力株式会社社債	200,000,000	205,768,000	
第27回電源開発株式会社無担保社債	200,000,000	204,578,000	
第27回大阪瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	308,340,000	
社債券 小計	5,600,000,000	5,698,015,000	
合計		35,559,778,821	



「外国株式マザーファンド（B号）」の状況

## (1) 貸借対照表

期 別	第 9 期 (平成21年 3 月 6 日現在)	第10期 (平成22年 3 月 8 日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	15,400,481	1,321,859
コール・ローン	38,384,401	69,734,369
株式	1,461,194,417	2,281,958,034
未収入金	38,000,000	-
未収配当金	5,432,697	5,792,287
未収利息	63	95
流動資産合計	1,558,412,059	2,358,806,644
資産合計	1,558,412,059	2,358,806,644
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	2,893,581,606	2,882,253,564
元本合計	2,893,581,606	2,882,253,564
2 剰余金		
期末欠損金	1,335,169,547	523,446,920
剰余金合計	1,335,169,547	523,446,920
元本等合計	1,558,412,059	2,358,806,644
純資産合計	1,558,412,059	2,358,806,644
負債・純資産合計	1,558,412,059	2,358,806,644

(注)「外国株式マザーファンド(B号)」は、毎年3月6日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年3月6日ならびに平成22年3月8日現在における同マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 2,893,581,606口	当該計算期間の末日における受益権の総数 2,882,253,564口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 1,335,169,547円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 523,446,920円
3. 1単位当たり純資産額	0.5386円 (1万円 = 5,386円)	0.8184円 (1万円 = 8,184円)

## (デリバティブ取引に関する注記)

## . 取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p>	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第9期（平成21年3月6日現在）

第9期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第10期（平成22年3月8日現在）

第10期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第9期 (平成21年3月6日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,341,742,705円
同期中における追加設定元本額	952,759,963円
同期中における一部解約元本額	400,921,062円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	500,588,814円
三井住友・年金プラン50	1,029,948,324円
三井住友・年金プラン70	1,363,044,468円
合計	2,893,581,606円

第10期 (平成22年3月8日現在)	
-----------------------	--

本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,893,581,606円
同期中における追加設定元本額	535,122,524円
同期中における一部解約元本額	546,450,566円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	524,963,864円
三井住友・年金プラン50	1,029,855,826円
三井住友・年金プラン70	1,327,433,874円
合計	2,882,253,564円

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル				
CHEVRON CORPORATION	5,830	74.30	433,169.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	2,340	66.47	155,539.80	
HALLIBURTON CO	7,530	31.88	240,056.40	
HELMERICH & PAYNE INC	4,400	40.24	177,056.00	
PRIDE INTERNATIONAL INC	6,960	29.39	204,554.40	
SMITH INTERNATIONAL INC	5,010	42.97	215,279.70	
ULTRA PETROLEUM CORP	4,890	46.07	225,282.30	
FREEPORT-MCMORAN COPPER-B	2,690	80.71	217,109.90	
DANAHER CORP	3,230	76.95	248,548.50	
EMERSON ELECTRIC CO	5,360	48.49	259,906.40	
GENERAL ELECTRIC CO	25,900	16.35	423,465.00	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	3,470	81.27	282,006.90	
SOUTHWEST AIRLINES	15,460	12.68	196,032.80	
BORGWARNER INC	6,140	37.65	231,171.00	
PULTE HOMES INC	14,160	11.23	159,016.80	
VIACOM INC-CLASS B	8,880	30.34	269,419.20	
GAP INC/THE	12,010	22.32	268,063.20	
LOWE'S COMPANIES INC	10,980	24.05	264,069.00	
PETSMART INC	6,870	30.27	207,954.90	
WAL-MART STORES INC	8,690	54.14	470,476.60	
DEAN FOODS CO	14,100	16.00	225,600.00	
PEPSICO INC	6,190	64.37	398,450.30	
CHURCH & DWIGHT CO INC	3,930	67.21	264,135.30	
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	3,980	63.59	253,088.20	
UNITEDHEALTH GROUP INC	9,320	33.74	314,456.80	

ABBOTT LABORATORIES	3,942	54.32	214,129.44	
CELGENE CORP	3,850	61.91	238,353.50	
GILEAD SCIENCES INC	3,440	47.61	163,778.40	
MERCK & CO. INC.	5,020	37.49	188,199.80	
MYLAN INC	11,630	21.77	253,185.10	
PFIZER INC	17,940	17.48	313,591.20	
FIFTH THIRD BANCORP	19,000	12.75	242,250.00	
US BANCORP	9,200	25.20	231,840.00	
CITIGROUP INC	42,000	3.50	147,000.00	
JEFFERIES GROUP INC (NEW)	9,900	25.23	249,777.00	
JPMORGAN CHASE & CO	5,520	42.81	236,311.20	
NORTHERN TRUST CORP	4,460	54.89	244,809.40	
PARTNERRE LTD	3,200	78.57	251,424.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,010	54.58	273,445.80	
JONES LANG LASALLE INC	1,650	66.92	110,418.00	
ADOBE SYSTEMS INC	6,230	35.16	219,046.80	
ORACLE CORPORATION	11,440	24.95	285,428.00	
RED HAT INC	6,670	30.27	201,900.90	
SYMANTEC CORPORATION	11,680	16.98	198,326.40	
APPLE INC	1,618	219.00	354,342.00	
CISCO SYSTEMS INC	11,740	25.21	295,965.40	
EMC CORP/MASS	17,200	17.87	307,364.00	
QUALCOMM INC	5,350	38.78	207,473.00	
AMERICAN TOWER CORPORATION -CL A	3,580	43.41	155,407.80	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	5,500	29.23	160,765.00	
EXELON CORP	4,930	45.50	224,315.00	
QUESTAR CORP	3,740	44.12	165,008.80	
XCEL ENERGY INC	8,680	21.19	183,929.20	
INTEL CORP	20,840	20.81	433,680.40	
NVIDIA CORP	10,730	17.16	184,126.80	
XILINX INC	9,070	26.75	242,622.50	



米ドル 小計	483,080		13,782,123.24	
( 邦貨換算額 )			(1,246,041,762)	( 単位 : 円 )
カナダドル				
ENBRIDGE INC	5,120	47.61	243,763.20	
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	2,310	120.51	278,378.10	
SINO-FOREST CORPORATION-CL A	6,520	21.59	140,766.80	
YAMANA GOLD INC	12,310	10.89	134,055.90	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC-B	8,800	20.00	176,000.00	
VITERRA INC	22,600	10.10	228,260.00	
TORONTO-DOMINION BANK	4,420	71.00	313,820.00	
カナダドル 小計	62,080		1,515,044.00	
( 邦貨換算額 )			(133,278,420)	( 単位 : 円 )
ユーロ				
TOTAL SA	5,680	42.41	240,888.80	
ARCELOR MITTAL	5,010	30.91	154,859.10	
WACKER CHEMIE AG	893	95.00	84,835.00	
SIEMENS AG-REG	2,701	67.46	182,209.46	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	12,750	11.70	149,238.75	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	3,760	32.36	121,692.40	
CHRISTIAN DIOR SA	2,120	77.87	165,084.40	
REED ELSEVIER NV	15,700	8.70	136,652.80	
SES	9,010	18.05	162,675.55	
JERONIMO MARTINS SGPS S.A.	16,500	7.23	119,295.00	
QIAGEN N.V.	7,310	16.44	120,176.40	
SANOFI-AVENTIS	3,350	55.76	186,796.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	7,477	10.46	78,209.42	
BNP PARIBAS	4,340	56.78	246,425.20	
ERSTE GROUP BANK AG	2,100	28.20	59,220.00	
ALLIANZ SE-REG	1,035	88.01	91,090.35	

SCOR SE	7,280	18.54	135,007.60	
SAP AG	1,240	34.08	42,259.20	
NOKIA OYJ	7,330	10.34	75,792.20	
FRANCE TELECOM SA	7,350	17.72	130,242.00	
TELECOM ITALIA-RNC	87,000	0.80	69,643.50	
TELEFONICA S.A.	6,760	17.99	121,612.40	
E.ON AG	6,346	26.87	170,517.02	
GDF SUEZ	4,225	27.33	115,490.37	
ユーロ 小計	227,267		3,159,912.92	
( 邦貨換算額 )			(390,217,646)	( 単位 : 円 )
英ポンド				
BG GROUP PLC	11,710	11.82	138,412.20	
BP PLC	33,140	6.12	202,816.80	
JOHNSON MATTHEY PLC	7,400	16.74	123,876.00	
RIO TINTO PLC	4,530	37.01	167,655.30	
BAE SYSTEMS PLC	33,870	3.87	131,144.64	
INTERTEK GROUP PLC	6,700	13.46	90,182.00	
DIAGEO PLC	9,200	10.82	99,544.00	
HSBC HOLDINGS PLC	26,800	7.10	190,494.40	
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	67,800	1.20	81,563.40	
RSA INSURANCE GROUP PLC	99,500	1.23	123,081.50	
BT GROUP PLC	80,400	1.19	95,997.60	
英ポンド 小計	381,050		1,444,767.84	
( 邦貨換算額 )			(197,832,060)	( 単位 : 円 )
スイスフラン				
ARYATA AG	5,629	40.60	228,537.40	
NESTLE SA-REGISTERED	5,700	52.90	301,530.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	7,360	58.35	429,456.00	
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	3,050	51.65	157,532.50	

LOGITECH INTERNATIONAL-REG	3,200	17.66	56,512.00	
スイスフラン 小計	24,939		1,173,567.90	
(邦貨換算額)			(99,013,923)	(単位：円)
ノルウェークローネ				
TGS NOPEC GEOPHYSICAL CO ASA	5,600	127.40	713,440.00	
DNB NOR ASA	16,500	69.60	1,148,400.00	
ノルウェークローネ 小計	22,100		1,861,840.00	
(邦貨換算額)			(28,635,099)	(単位：円)
オーストラリアドル				
SANTOS LTD	2,260	13.43	30,351.80	
BHP BILLITON LTD	6,585	42.50	279,862.50	
ORICA LIMITED	2,200	25.25	55,550.00	
RIO TINTO LIMITED	1,610	75.01	120,766.10	
LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	1,800	39.30	70,740.00	
WOOLWORTHS LIMITED	3,010	28.05	84,430.50	
CSL LIMITED	2,100	35.68	74,928.00	
AUST AND NZ BANKING GROUP LT	6,570	23.83	156,563.10	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	4,110	55.10	226,461.00	
WESTPAC BANKING CORPORATION	6,820	26.75	182,435.00	
MACQUARIE GROUP LTD	1,590	48.06	76,415.40	
AMP LIMITED	3,400	5.97	20,298.00	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	5,890	20.50	120,745.00	
COMPUTERSHARE LIMITED	4,100	12.00	49,200.00	
TELSTRA CORPORATION LIMITED	8,300	2.91	24,153.00	
オーストラリアドル 小計	60,345		1,572,899.40	
(邦貨換算額)			(129,260,872)	(単位：円)
ニュージーランドドル				
FLETCHER BUILDING LTD	5,500	8.10	44,550.00	

ニュージーランドドル 小計	5,500		44,550.00	
(邦貨換算額)			(2,817,787)	(単位：円)
香港ドル				
CATHAY PACIFIC AIRWAYS	21,000	14.78	310,380.00	
MTR CORPORATION	12,000	28.30	339,600.00	
SA SA INTERNATIONAL HLDGS	52,000	5.91	307,320.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	26,000	17.84	463,840.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LIMITED	5,600	129.40	724,640.00	
CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	7,000	96.05	672,350.00	
香港ドル 小計	123,600		2,818,130.00	
(邦貨換算額)			(32,831,214)	(単位：円)
シンガポールドル				
GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	122,000	0.54	66,490.00	
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	9,000	8.53	76,770.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	7,000	17.86	125,020.00	
SINGAPORE EXCHANGE LTD	5,000	7.60	38,000.00	
CAPITALAND LTD	9,000	3.90	35,100.00	
シンガポールドル 小計	152,000		341,380.00	
(邦貨換算額)			(22,029,251)	(単位：円)
合計	1,541,961		2,281,958,034	単位：円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(2,281,958,034)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の株式については、56銘柄、信託財産純資産総額に対する比率52.8%、合計に対する比率54.6%です。  
カナダドル表示の株式については、7銘柄、信託財産純資産総額に対する比率5.7%、合計に対する比率5.8%です。  
ユーロ表示の株式については、24銘柄、信託財産純資産総額に対する比率16.5%、合計に対する比率17.1%です。

英ポンド表示の株式については、11銘柄、信託財産純資産総額に対する比率8.4%、  
合計に対する比率8.7%です。

スイスフラン表示の株式については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率4.2%、  
合計に対する比率4.3%です。

ノルウェークロネ表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.2%、  
合計に対する比率1.3%です。

オーストラリアドル表示の株式については、15銘柄、信託財産純資産総額に対する比率5.5%、  
合計に対する比率5.7%です。

ニュージーランドドル表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.1%、  
合計に対する比率0.1%です。

香港ドル表示の株式については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.4%、  
合計に対する比率1.4%です。

シンガポールドル表示の株式については、5銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.9%、  
合計に対する比率1.0%です。

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

「外国債券マザーファンド（B号）」の状況

## (1) 貸借対照表

期 別	第 9 期 (平成21年 3 月 6 日現在)	第10期 (平成22年 3 月 8 日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	16,473,408	18,391,686
コール・ローン	22,788,089	35,726,128
国債証券	2,332,701,351	1,915,089,022
特殊債券	78,285,057	187,718,206
社債券	42,471,742	46,893,732
派生商品評価勘定	3,320,638	937,156
未収入金	44,168,377	4,360,259
未収利息	30,364,272	21,624,218
前払費用	2,945,780	1,736,419
流動資産合計	2,573,518,714	2,232,476,826
資産合計	2,573,518,714	2,232,476,826
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,763,680	991,530
未払金	-	1,479,699
未払解約金	53,240,450	-
流動負債合計	55,004,130	2,471,229
負債合計	55,004,130	2,471,229
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	1,371,740,430	1,195,823,835
元本合計	1,371,740,430	1,195,823,835

2 剰余金		
期末剰余金	1,146,774,154	1,034,181,762
剰余金合計	1,146,774,154	1,034,181,762
元本等合計	2,518,514,584	2,230,005,597
純資産合計	2,518,514,584	2,230,005,597
負債・純資産合計	2,573,518,714	2,232,476,826

（注）「外国債券マザーファンド（B号）」は、毎年3月6日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成21年3月6日ならびに平成22年3月8日現在における同マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券（売買目的有価証券） 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年3月6日現在)	第10期 (平成22年3月8日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 1,371,740,430口	当該計算期間の末日における受益権の総数 1,195,823,835口
2. 1単位当たり純資産額	1.8360円 (1万口 = 18,360円)	1.8648円 (1万口 = 18,648円)



## (デリバティブ取引に関する注記)

## . 取引の状況に関する事項

項目	第9期 自平成20年3月7日 至平成21年3月6日	第10期 自平成21年3月7日 至平成22年3月8日
1. 取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>b. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引。</p> <p>c. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引。</p> <p>異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引。</p> <p>外国為替の売買の予約取引。</p>	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p>	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

## . 取引の時価等に関する事項

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

## 通貨関連

第9期（平成21年3月6日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	36,105,065	-	36,662,547	557,482
	ユーロ	48,894,397	-	49,555,552	661,155
	英ポンド	7,963,577	-	7,912,112	51,465
	買建				
	スイスフラン	19,847,620	-	21,905,000	2,057,380
オーストラリアドル	12,598,950	-	13,265,700	666,750	
	売建 合計	92,963,039	-	94,130,211	1,167,172
	買建 合計	32,446,570	-	35,170,700	2,724,130

第10期（平成22年3月8日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場外取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	55,772,470		56,764,000	991,530
	買建				
	米ドル	25,869,044		26,204,400	335,356

	スイスフラン	13,262,720		13,500,800	238,080
	オーストラリアドル	16,700,880		17,064,600	363,720
	売建 合計	55,772,470		56,764,000	991,530
	買建 合計	55,832,644		56,769,800	937,156

## （注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 計算期間末日において対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成20年3月7日 至 平成21年3月6日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成21年3月7日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

第9期 (平成21年3月6日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,645,291,944円
同期中における追加設定元本額	106,704,937円
同期中における一部解約元本額	380,256,451円

期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	175,564,830円
三井住友・年金プラン50	203,240,793円
三井住友・年金プラン70	196,245,232円
バランスファンドV A（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	796,689,575円
合計	1,371,740,430円

第10期 (平成22年3月8日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,371,740,430円
同期中における追加設定元本額	133,935,886円
同期中における一部解約元本額	309,852,481円
期末における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	137,755,865円
三井住友・年金プラン50	167,380,262円
三井住友・年金プラン70	166,132,692円
バランスファンドV A（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	724,555,016円
合計	1,195,823,835円

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル			
	US T0.875% 11/02/28	1,440,000.00	1,446,750.00	
	US T3.75% 18/11/15	370,000.00	376,417.18	
	US T4.25% 17/11/15	460,000.00	490,618.75	
	US T4.375% 38/02/15	560,000.00	539,350.00	
	US T4.5% 160215	860,000.00	945,193.75	
	US T4.5% 36/02/15	150,000.00	148,265.62	
	US T4.625% 16/11/15	870,000.00	958,223.43	
	US T4.875% 12/02/15	510,000.00	549,285.93	
	US T6.125% 27/11/15	410,000.00	495,587.50	
	US T7.25% 22/08/15	270,000.00	354,248.43	
	米ドル 小計	5,900,000.00	6,303,940.59	
	(邦貨換算額)		(569,939,268)	(単位：円)
	カナダドル			
	CAN4% 17/06/01	200,000.00	211,008.00	
	CAN5.25% 12/06/01	200,000.00	215,672.00	
	CAN8% 27/06/01	60,000.00	89,376.60	
	CAN9% 25/06/01	120,000.00	188,508.00	
	カナダドル 小計	580,000.00	704,564.60	
	(邦貨換算額)		(61,980,547)	(単位：円)
	ユーロ			
	BGB3.75% 15/09/28	370,000.00	391,127.00	
	BGB4% 17/03/28	120,000.00	127,068.00	

	BGB5%12/09/28	380,000.00	414,694.00	
	BTPS4.2513/08/01	360,000.00	385,992.00	
	BTPS4.5%20/02/01	780,000.00	819,780.00	
	BTPS5%12/02/01	500,000.00	533,855.00	
	BTPS5%34/08/01	410,000.00	424,473.00	
	DBR3.25%20/01/04	300,000.00	303,300.00	
	DBR4%18/01/04	730,000.00	788,035.00	
	DBR4.75%34/07/04	200,000.00	224,840.00	
	DBR5.625%28/01/04	110,000.00	135,322.00	
	FRTR3.0%15/10/25	50,000.00	51,225.00	
	FRTR4%13/10/25	1,040,000.00	1,118,832.00	
	FRTR4%38/10/25	380,000.00	374,034.00	
	FRTR4.25%18/10/25	200,000.00	215,840.00	
	FRTR5.5%29/04/25	70,000.00	83,643.00	
	FRTR8.5%19/10/25	140,000.00	199,612.00	
	IRISH4%14/01/15	250,000.00	259,700.00	
	NETHERLANDS G1.75%130115	130,000.00	131,144.00	
	OBL2.5%15/02/27	350,000.00	355,740.00	
	OBL4%13/10/11	200,000.00	216,790.00	
	OBL4.25%12/10/12	170,000.00	183,302.50	
	SPGB4.4%15/01/31	220,000.00	235,400.00	
	SPGB5.5%17/07/30	50,000.00	56,740.00	
	SPGB6%29/01/31	310,000.00	362,700.00	
	ユーロ 小計	7,820,000.00	8,393,188.50	
	(邦貨換算額)		(1,036,474,847)	(単位：円)
	英ポンド			
	UKT4.25%36/03/07	380,000.00	363,052.00	
	UKT4.5%13/03/07	160,000.00	171,904.00	
	UKT5%12/03/07	260,000.00	278,876.00	
	UKT5%18/03/07	30,000.00	32,641.50	

	UKT6.0%281207	170,000.00	202,742.00	
	UKT8%21/06/07	50,000.00	67,575.00	
	英bond 小計	1,050,000.00	1,116,790.50	
	(邦貨換算額)		(152,922,123)	(単位：円)
	スウェーデンクローナ			
	SGB6.75%14/05/05	1,100,000.00	1,295,690.00	
	スウェーデンクローナ 小計	1,100,000.00	1,295,690.00	
	(邦貨換算額)		(16,507,090)	(単位：円)
	ノルウェークローネ			
	NORWAY GOV6%110516	520,000.00	543,348.00	
	ノルウェークローネ 小計	520,000.00	543,348.00	
	(邦貨換算額)		(8,356,692)	(単位：円)
	デンマーククローネ			
	DGB4%15/11/15	1,040,000.00	1,108,432.00	
	デンマーククローネ 小計	1,040,000.00	1,108,432.00	
	(邦貨換算額)		(18,388,886)	(単位：円)
	ポーランドズロチ			
	POLGB4.75%12/04/25	290,000.00	289,420.00	
	POLGB5.25%17/10/25	520,000.00	505,180.00	
	ポーランドズロチ 小計	810,000.00	794,600.00	
	(邦貨換算額)		(25,252,388)	(単位：円)
	シンガポールドル			
	SIGB3.625140701	180,000.00	198,999.54	
	SIGB4.625100701	190,000.00	192,557.59	
	シンガポールドル 小計	370,000.00	391,557.13	
	(邦貨換算額)		(25,267,181)	(単位：円)

特殊債券	米ドル			
	ICO5% 11/02/23	300,000.00	311,400.00	
	IFC4.125% 10/12/15	200,000.00	205,270.80	
	KFW4.625% 11/01/20	300,000.00	309,806.70	
	NORDIC INV3.5% 13/09/11	300,000.00	315,330.00	
	OKB4.75% 12/10/16	300,000.00	323,226.60	
	RENTENBANK3.25% 130315	300,000.00	312,408.60	
	米ドル 小計	1,700,000.00	1,777,442.70	
	(邦貨換算額)		(160,698,594)	(単位：円)
	ユーロ			
	EIB5.375% 12/10/15	200,000.00	218,800.00	
	ユーロ 小計	200,000.00	218,800.00	
	(邦貨換算額)		(27,019,612)	(単位：円)
社債券	米ドル			
	BANK OF AME3.125% 120615	300,000.00	312,318.60	
	RABOBANK3% 2012/09/18	200,000.00	206,360.00	
	米ドル 小計	500,000.00	518,678.60	
	(邦貨換算額)		(46,893,732)	(単位：円)
	合計		2,149,700,960	単位：円
	(外貨建有価証券邦貨換算額合計)		(2,149,700,960)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の債券については、18銘柄、信託財産純資産総額に対する比率34.9%、合計に対する比率36.2%です。  
カナダドル表示の債券については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.8%、合計に対する比率2.9%です。  
ユーロ表示の債券については、26銘柄、信託財産純資産総額に対する比率47.7%、合計に対する比率49.5%です。



英ポンド表示の債券については、6銘柄、信託財産純資産総額に対する比率6.9%、  
合計に対する比率7.1%です。

スウェーデンクローナ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.7%、  
合計に対する比率0.8%です。

ノルウェークローネ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.4%、  
合計に対する比率0.4%です。

デンマーククローネ表示の債券については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率0.8%、  
合計に対する比率0.9%です。

ポーランドズロチ表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.1%、  
合計に対する比率1.2%です。

シンガポールドル表示の債券については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率1.1%、  
合計に対する比率1.2%です。

#### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引に関する注記） . 取引の時価等に関する事項」に同様の内容が  
記載されているため、省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### a. 三井住友・年金プラン30

	平成22年4月30日現在
資産総額	3,653,353,687 円
負債総額	4,964,968 円
純資産総額( - )	3,648,388,719 円
発行済口数	3,541,638,797 口
1口当たり純資産額( / )	1.0301 円
( 1万口当たり純資産額	10,301 円)

#### b. 三井住友・年金プラン50

	平成22年4月30日現在
資産総額	4,587,119,304 円
負債総額	7,617,176 円
純資産総額( - )	4,579,502,128 円
発行済口数	4,847,212,199 口
1口当たり純資産額( / )	0.9448 円
( 1万口当たり純資産額	9,448 円)

#### c. 三井住友・年金プラン70

	平成22年4月30日現在
資産総額	4,628,977,690 円
負債総額	9,897,848 円
純資産総額( - )	4,619,079,842 円
発行済口数	5,464,210,792 口
1口当たり純資産額( / )	0.8453 円
( 1万口当たり純資産額	8,453 円)

## 第5【設定及び解約の実績】

## a．三井住友・年金プラン30

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	5,000,000,000	-
第2期	-	-
第3期	27,373,325	42,034
第4期	63,136,643	2,501,311,145
第5期	133,035,457	7,431,472
第6期	259,134,936	31,960,713
第7期	234,984,916	47,738,119
第8期	189,368,387	68,165,911
第9期	222,491,121	82,780,273
第10期	183,714,580	52,468,084

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。以下同じ。

## b．三井住友・年金プラン50

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	5,000,000,000	-
第2期	-	-
第3期	19,488,890	132,398
第4期	43,372,783	1,139,437
第5期	191,436,647	2,960,927
第6期	330,061,232	1,536,488,346
第7期	281,174,896	43,189,891
第8期	248,766,763	77,086,126
第9期	271,146,772	101,034,974
第10期	270,724,990	65,760,310

## c．三井住友・年金プラン70

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	10,000,000,000	-

第2期	-	-
第3期	16,984,090	91,990
第4期	41,356,268	659,885
第5期	123,401,060	4,146,928
第6期	216,390,249	5,526,126,015
第7期	177,392,132	29,867,538
第8期	186,836,159	48,268,677
第9期	202,613,753	75,211,586
第10期	214,408,798	47,377,314

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

平成22年4月30日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

##### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

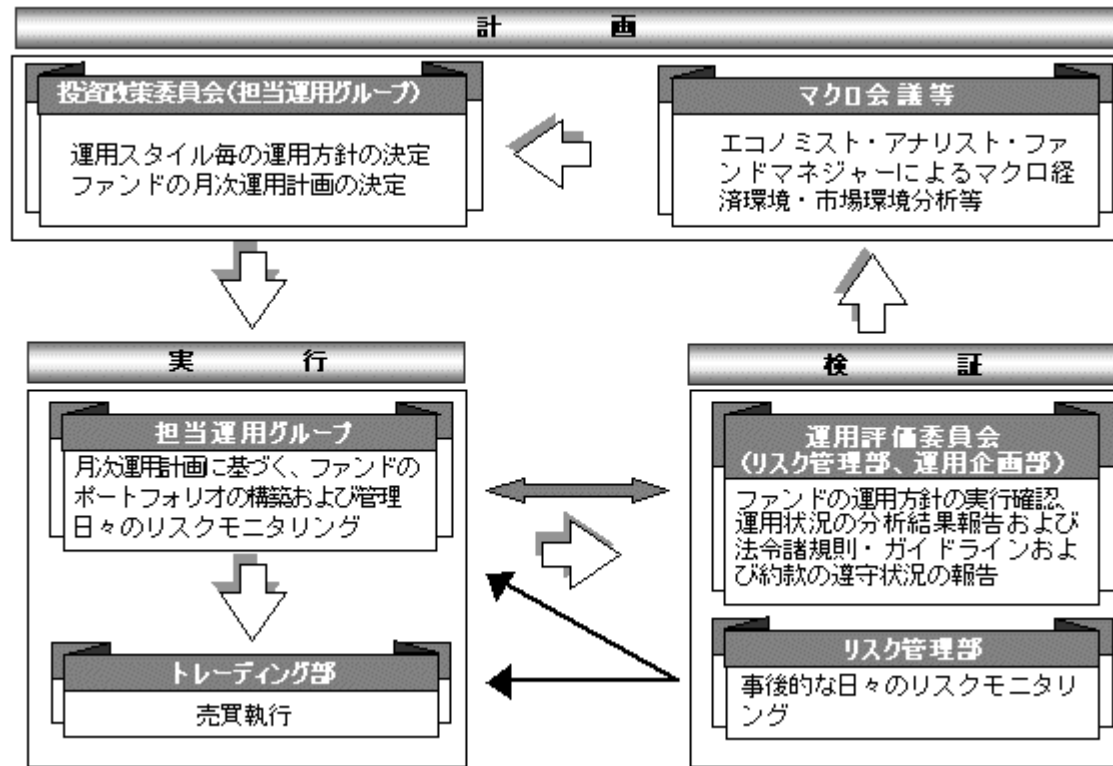
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

##### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成22年4月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	67 ( 1 )	182,778 ( 197 )
	追加型	243 ( 109 )	4,432,503 ( 2,551,141 )
	計	310 ( 110 )	4,615,281 ( 2,551,338 )
公社債投資信託	単位型	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	追加型	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	計	0 ( 0 )	0 ( 0 )
合計		310 ( 110 )	4,615,281 ( 2,551,338 )

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	第 2 4 期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産			
無形固定資産	1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

(単位：千円)

	第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	第 2 4 期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料	2 1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	5,805
評価・換算差額等計	25,392	5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 23 期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第 24 期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益			
受取配当金		8,036	-
有価証券利息		7,450	22,216
受取利息	1	34,555	36,255
為替差益		634	11,209
時効成立分配金・償還金		5,827	7,832
原稿・講演料		4,424	3,910
雑収入		3,743	4,132
営業外収益計		64,671	85,555
営業外費用			
時効成立後支払分配金・償還金		1,826	693
雑損失		0	82
営業外費用計		1,826	775
経常利益		10,223,744	3,884,401
特別利益			
貸倒引当金戻入益		25,000	-
投資有価証券償還益		5,787	1,136
投資有価証券売却益		124,622	122
ゴルフ会員権売却益		5,555	-
特別利益計		160,966	1,259
特別損失			
固定資産除却損	2	12,288	688
投資有価証券償還損		503	84,238
投資有価証券評価損		17,700	65,553
投資有価証券売却損		56	464,272
投資有価証券清算損		256	-
ゴルフ会員権売却損		24,476	-
特別損失計		55,282	614,753
税引前当期純利益		10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税		4,544,339	1,206,047
法人税等調整額		134,250	369,088
法人税等合計		4,410,088	1,575,135

当期純利益	5,919,339	1,695,771
-------	-----------	-----------



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 2 3 期	第 2 4 期
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
当期変動額合計	9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	4,453,028	1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

## 重要な会計方針

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金  (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左  従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

## 会計方針の変更

(会計処理の変更)

<p style="text-align: center;">第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>
<p>有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
<p style="text-align: center;">-</p>	<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。</p>

(表示方法の変更)

<p style="text-align: center;">第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>
<p>1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。</p> <p>2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。</p> <p>3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

(追加情報)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。</p> <p>また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。</p>	-

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 126,027千円</p> <p>器具備品 859,261千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 60千円</p> <p>ソフトウェア 111,411千円</p> <p>商標権 9,393千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 150,704千円</p> <p>器具備品 941,423千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 72千円</p> <p>商標権 11,337千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 12,481,426千円</p> <p>未収投資助言報酬 478,296千円</p> <p>未払手数料 509,702千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,311,398千円</p> <p>未収投資助言報酬 398,818千円</p> <p>未払手数料 331,400千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p>



差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

## (損益計算書関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)			1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)		
	器具備品	合計		器具備品	合計
取得価額相当額	9,504	9,504	取得価額相当額	5,330	5,330
減価償却累計額相当額	7,603	7,603	減価償却累計額相当額	5,330	5,330
期末残高相当額	1,900	1,900	期末残高相当額	-	-
未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)			未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)		
1年以内	2,030		1年以内	-	
合計	2,030		合計	-	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)			支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)		
支払リース料	2,067		支払リース料	2,067	
減価償却費相当額	1,900		減価償却費相当額	1,900	
支払利息相当額	104		支払利息相当額	37	
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・同左		
利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			利息相当額の算定方法 ・同左		
2.オペレーティング・リース取引			2.オペレーティング・リース取引		

(借主側)

未経過リース料 (単位:千円)

1年以内	1,119
1年超	1,959
合計	3,078

(借主側)

未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)

1年以内	710,121
1年超	962,627
合計	1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

## 3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

628,566	124,622	56
---------	---------	----

## 5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	147
小計	2,998,947	2,998,800	147
合計	2,998,947	2,998,800	147

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	22,707
小計	2,117,725	2,095,017	22,707
合計	2,447,632	2,441,827	5,805

## 3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272



## 5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	-	-	-
小計	3,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務の額  (単位：千円)	2. 退職給付債務の額  (単位：千円)
退職給付債務 749,327	退職給付債務 972,202
退職給付引当金 749,327	退職給付引当金 972,202
3. 退職給付費用の額  (単位：千円)	3. 退職給付費用の額  (単位：千円)
勤務費用 126,881	勤務費用 145,258
利息費用 9,519	利息費用 12,449
簡便法から原則法への変更による差額 125,138	過去勤務債務の費用処理額 87,363
その他 15,991	数理計算上の差異の費用処理額 6,153
退職給付費用 277,530	その他 11,409
	退職給付費用 262,634
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%
	過去勤務債務の額の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

数理計算上の差異の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 152,880	賞与引当金 118,748
未払事業税 260,640	未払社会保険料 12,792
未払社会保険料 13,739	未払事業所税 6,134
未払事業所税 5,846	その他 5,436
その他 6,726	繰延税金資産計 143,111
繰延税金資産計 439,833	評価性引当額 -
評価性引当額 -	繰延税金資産合計 143,111
繰延税金資産合計 439,833	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 439,833	未収還付事業税 74,316
	繰延税金負債合計 74,316
	繰延税金資産の純額 68,795
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 304,901	退職給付引当金 395,589
ソフトウェア償却 78,264	ソフトウェア償却 101,933
投資有価証券評価損 29,953	投資有価証券評価損 56,627
特定外国子会社留保金額 159,153	特定外国子会社留保金額 193,760
その他 13,042	その他有価証券評価差額金 2,362
繰延税金資産計 585,314	その他 14,742
評価性引当額 552,870	繰延税金資産計 765,014
繰延税金資産合計 32,444	評価性引当額 730,620
繰延税金負債	繰延税金資産合計 34,393
その他有価証券評価差額金 17,420	繰延税金資産の純額 34,393
繰延税金負債合計 17,420	

繰延税金資産の純額	15,024		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因 となった主な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因 となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	40.7	法定実効税率 (調整)	40.7
評価性引当額の増減	2.4	評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.0	住民税均等割等	0.2
その他	0.5	その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有)直接 35		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の関係会社	三井生命保険(株)	東京都千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有)直接 30		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の関係会社	三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有)直接 17.5		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有)直接 17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2名	業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## (3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピュータサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	% -	-	IT機器等購入 ITサポート	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用 長期前払費用 未払費用 未払金	4,225 11,572 40,881 1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	% -	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用 未払費用	560 8,785

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。



## (1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1株当たり当期純利益	335,563円48銭	1株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

## (重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,620,134
有価証券		2,999,230
前払費用		245,665
未収委託者報酬		2,895,496
未収運用受託報酬		658,499
未収投資助言報酬		443,157
未収収益		7,495
繰延税金資産		196,660
その他		16,660
流動資産合計		23,083,000
固定資産		
有形固定資産	1	330,844
無形固定資産		7,288
投資その他の資産		
投資有価証券		4,777,847
その他		938,827
投資その他の資産合計		5,716,674
固定資産合計		6,054,807
資産合計		29,137,807
負債の部		
流動負債		
預り金		45,983
未払金		1,225,025

未払費用		699,098
未払法人税等		865,628
前受収益		7,178
賞与引当金		257,569
その他	2	66,354
流動負債合計		<u>3,166,838</u>
固定負債		
退職給付引当金		1,055,906
固定負債合計		<u>1,055,906</u>
負債合計		<u>4,222,744</u>

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	12,441,640
利益剰余金合計	14,262,845
株主資本合計	24,891,829
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	23,234
評価・換算差額等合計	23,234
純資産合計	24,915,063
負債純資産合計	29,137,807

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		9,197,433
運用受託報酬		1,285,645
投資助言報酬		970,746
その他の営業収益		31,069
営業収益計		11,484,895
営業費用		
一般管理費	1	3,508,168
営業利益		1,612,529
営業外収益	2	57,646
営業外費用	3	11,441
経常利益		1,658,734
特別利益		11,351
特別損失		3,607
税引前中間純利益		1,666,478
法人税、住民税及び事業税		846,969
法人税等調整額		112,195
法人税等合計		734,773
中間純利益		931,705

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,356,655
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705

当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	12,441,640
利益剰余金合計	
前期末残高	14,177,860
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	14,262,845
株主資本合計	
前期末残高	24,806,844
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	24,891,829

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
評価・換算差額等合計	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
純資産合計	
前期末残高	24,801,038
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	114,025
当中間期末残高	24,915,063



## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

## 第25期中間会計期間

(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
  - 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

#### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 注 記 事 項

( 中間貸借対照表関係 )

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,032,523千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額109,050千円の支払保証を行っております。	

## 注 記 事 項

( 中間損益計算書関係 )

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	48,154千円
無形固定資産	977千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	9,890千円
還付加算金	37,708千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	11,441千円

## 注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2. 配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

## 注 記 事 項

(リース取引関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	660,929千円
<u>1年超</u>	<u>631,258千円</u>
合 計	1,292,187千円

## 注 記 事 項

(有価証券関係)

## 1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券	2,999,230	2,999,100	130
合計	2,999,230	2,999,100	130
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2) その他有価証券			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,639,824	4,677,549	37,724
合計	4,639,824	4,677,549	37,724

## 2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	100,000
合計	100,298

(デリバティブ取引関係)

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第25期中間会計期間  
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

## 注 記 事 項

## （ 1 株当たり情報 ）

第25期中間会計期間 ( 自 平成21年 4 月1日 至 平成21年 9 月30日 )	
1 株当たり純資産額	1,412,418円57銭
1 株当たり中間純利益	52,817円75銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
（注）1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,915,063千円
普通株式に係る純資産額	24,915,063千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	931,705千円
普通株式に係る中間純利益	931,705千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

## （ 重要な後発事象 ）

第25期中間会計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 )	
該当事項はありません。	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項  
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 342,037百万円（平成21年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### 【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 住友生命保険相互会社

（ロ）資本金の額 369,000百万円（平成21年9月末現在）

（ハ）事業の内容 保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を7,056株（持株比率40.0%）保有しています。

## 第3【その他】

- 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格および税区分を記載するほか、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。また、有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）に約款を添付します。
- 目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン30の平成21年3月7日から平成22年3月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン30の平成22年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

---

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン50の平成21年3月7日から平成22年3月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン50の平成22年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

---

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン70の平成21年3月7日から平成22年3月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン70の平成22年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

---

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン30の平成20年3月7日から平成21年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン30の平成21年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

---

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン50の平成20年3月7日から平成21年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン50の平成21年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

---

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン70の平成20年3月7日から平成21年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン70の平成21年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      鈴木 敏夫 印  
業務執行社員指 定 社 員      公認会計士      辰巳 幸久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      三 浦 孝 昭 印  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員      公認会計士      橋 本 克 己 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      鈴木 敏夫 印  
業務執行社員指 定 社 員      公認会計士      辰巳 幸久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。